

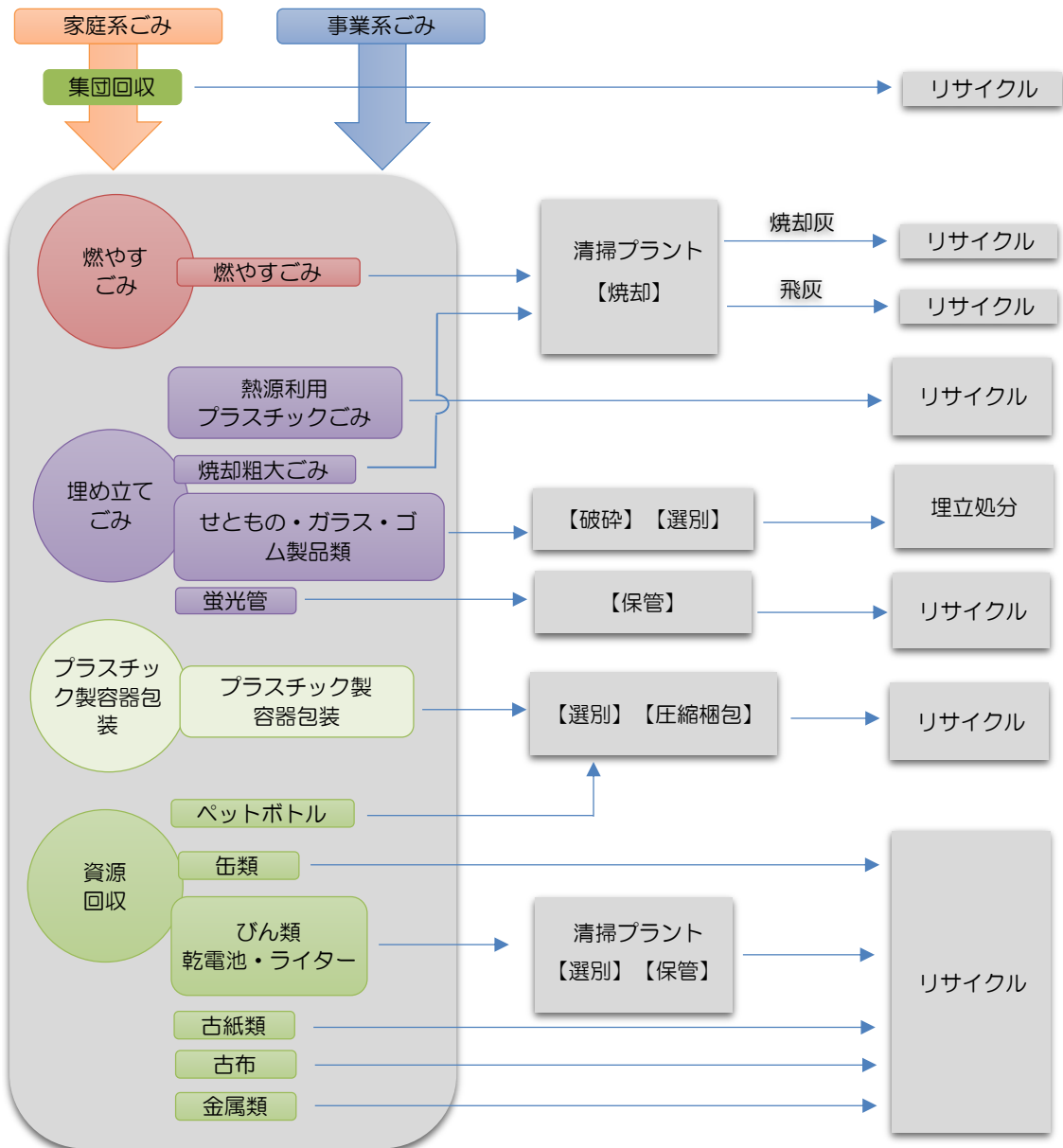
第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理の区分と体制

1. ごみ処理の流れ

本市の家庭及び事業者から排出されるごみの流れは以下のとおりです。各施設で適正に処理を行い、資源化可能なものはリサイクルし、資源化できないものは埋立処分しています。



注) 集団回収とは、本市が行う収集とは別に、地域の自治会等が資源物を回収し、直接リサイクルを行う事業者を集めた資源物を引き渡す制度です。

図 2-1-1 ごみ処理の流れ

2. ごみ処理体制

(1) ごみ分別区分

市内全域から排出される一般家庭のごみの分別区分は、燃やすごみ、埋め立てごみ、資源、プラスチック製容器包装の4区分としています。本市のごみの集積場所は住民の共同使用の場であることから、その管理は自治会などをお願いしています。

表 2-1-1 家庭系ごみの分別区分と集積場所の状況

(令和4年3月31日現在)

分別区分	品目	回数	集積場所
燃やすごみの日	料理くずなどの厨芥類、小枝、ちりがみ	週2回 (戸田地区は週3回)	3,522箇所
埋め立てごみの日	せともの・ガラス・ゴム製品類(①類)	月1回	888箇所
	焼却粗大ごみ(②類)		
	熱源利用プラスチックごみ(③類)		
	蛍光管		
プラスチック製容器包装の日	プラスチック製容器包装のカップ、パック、トレイ、袋	週1回	3,521箇所
資源回収の日	缶類	月1回	856箇所
	びん類		
	金属類		
	ペットボトル		
	古紙類		
	古布		
	乾電池・ライター		

(2) 収集・運搬

本市のごみは全市域で計画収集しています。

なお、事業系ごみは、平成7年度から少量排出事業者(月平均排出量100kg以下)を除き、自己処理、直接持込、または、許可業者収集に移行しました。少量排出事業者については地元自治会など、集積場所の管理者の承認を得て使用届を提出することで事業系指定袋により集積場所へ排出し、市の収集を受けることができます。

表 2-1-2 収集運搬の体制

区分		収集運搬主体	排出方法	
家庭系ごみ	燃やすごみの日	委託	燃やすごみを指定袋に入れて集積場所へ排出	
	埋め立てごみの日	せともの・ガラス・ゴム製品類	直営・委託	埋め立てごみ【せともの・ガラス・ゴム製品類(①類)】を指定袋に入れて集積場所へ排出
		焼却粗大ごみ	直営・委託	焼却粗大ごみ(②類)を集積場所へそのまま(大きなものは1m以内の大きさにして束ねて)排出
		熱源利用プラスチックごみ	直営・委託	埋め立てごみ【熱源利用プラスチックごみ(③類)】を指定袋に入れて集積場所へ排出
		蛍光管	直営・委託	集積所へそのまま排出
	プラスチック製容器包装の日	委託	プラスチック製容器包装を指定袋に入れて集積場所へ排出	
	資源回収の日	直営・委託	そのまま、または束ねて排出(缶類、ペットボトルは回収袋に入れる)	
事業系ごみ	燃やすごみ	許可	個別	
	埋め立てごみ	許可	個別	
	プラスチック製容器包装	許可	個別	
	資源	許可	個別	

3. 処理施設等の概要

(1) 沼津市清掃プラントの概要

沼津市清掃プラント(焼却施設)は、全連続燃焼式焼却炉で、1日300t(1炉当たり150t)の処理能力を持っています。

表 2-1-3 沼津市清掃プラントの概要

区分	内容
所在地	沼津市上香貫三ノ洞2417-1
敷地面積	19,990㎡(建築面積 3,108㎡ 延床面積 5,762㎡)
竣工年月	昭和51年10月竣工(操業開始:昭和51年11月)
建物	管理棟部分(鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階・一部5階)
	工場部分(鉄骨造)
処理方式	連続燃焼式機械炉
処理能力	150t/24h×2基
設備	粗大ごみ破碎処理設備 50t/5h・トラックスケール 20t ごみクレーン 3㎡(油圧式)・ピット容量 900t・炉内耐火レンガ 1,500℃ 煙突 80m
余熱利用	構内冷暖房他
設計・施工	工期:昭和49年12月~昭和51年10月・事業費:27億6,000万円 施工業者:(株)クボタ
ダイオキシン類削減改修事業	工期:平成11年5月~平成14年3月・事業費:59億8,500万円 施工業者:(株)タクマ



写真 2-1-1 沼津市清掃プラント

また、令和3年に、資源ごみ中間処理場を廃止し、清掃プラント敷地内へ暫定的にカレットのストックヤードと資源ごみ解体場を設置し、ごみの適正処理と資源化による焼却・埋め立て処分量の減量化を行っています。カレット類は、色別（無色・茶・その他）にストックヤードに保管し、複合素材構成物は、解体作業場において手作業による解体処理を行っています。

（2）沼津市最終処分場の概要

現在の沼津市最終処分場は、昭和52年に供用を開始しました。現在、処分場の確保は非常に厳しい状況にあり、現施設を効率的かつ有効的に活用するため、これまで埋め立てごみに分類されていたプラスチック類とペットボトルについて、平成11年度からプラスチック類は週1回プラスチックごみの日を設け、リサイクルを開始し、併せてペットボトルについても資源回収を始めました。

また、平成15年度からプラスチックごみは、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装と、それ以外のプラスチックに分けリサイクルしています。あわせてリサイクルのさらなる推進と最終処分量の削減を図るため、焼却灰（主灰・飛灰）及び埋め立てごみの外部委託処理を行っています。

さらに、平成17年度中途より埋め立てごみ再処理事業を開始し、埋め立てごみの破碎選別により資源・燃やすごみを抽出し、適正処理することで、埋立量のさらなる削減を図っています。

表 2-1-4 沼津市最終処分場の概要

区分	内容	
所在地	沼津市植田字前通281-11	
敷地面積	4,615㎡	
前処理施設	竣工年月	昭和61年3月（操業開始：昭和61年4月）
	建築面積	419.2㎡（延床面積523.2㎡）
	建物	鉄筋コンクリート造 2階建
	設備	トラックスケール20t
設計・施工	工期：昭和60年10月～昭和61年3月 総工費：3億7,738万円 施工業者：(株)栗本鉄工所	
浸出液処理施設	竣工年月	平成15年3月（操業開始：平成15年4月）【増改築】
	建築面積	154㎡ 増築後407.3㎡
	処理方式	生物処理（接触酸化+凝集沈殿+高度処理） 120㎡/日（最大600㎡/日） BOD 25mg/L以下ほか
	設計・施工	工期：平成14年3月～平成15年3月 総工費：5億5,230万円 施工業者：住友重機械工業(株)

第2節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の実績

(1) ごみの排出量の実績

本市のごみの排出量は、家庭系ごみは減少傾向にありますが、事業系ごみは増加傾向にあり、総排出量としては、ほぼ横ばいで推移しています。令和元年度に台風被害による災害ごみの発生と大型商業施設の開業の影響もあり、総排出量は前年度から約600t増加しています。

表 2-1-5 年間排出量

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口	人	199,901	198,124	196,530	195,039	194,207
総排出量	t/年	62,312	61,227	61,536	61,618	62,209
家庭系ごみ	t/年	40,184	39,254	39,240	39,068	38,808
燃やすごみ	t/年	30,845	30,360	30,195	30,133	30,216
埋め立てごみ	t/年	1,125	1,102	1,093	1,117	909
プラスチックごみ	t/年	4,070	3,919	4,073	4,128	4,098
資源	t/年	4,144	3,873	3,879	3,690	3,585
事業系ごみ	t/年	20,300	20,385	20,820	21,180	22,089
燃やすごみ	t/年	19,756	19,914	20,354	20,710	21,635
埋め立てごみ	t/年	347	308	244	243	254
プラスチックごみ	t/年	190	156	154	153	155
資源	t/年	7	7	68	74	45
集団回収	t/年	1,828	1,588	1,476	1,370	1,312

表 2-1-6 1人1日当たりの排出量

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1人1日当たりの排出量	g/人・日	852	847	858	866	875
家庭系ごみ	g/人・日	549	543	547	549	546
燃やすごみ	g/人・日	422	420	421	423	425
埋め立てごみ	g/人・日	15	15	15	16	13
プラスチックごみ	g/人・日	56	54	57	58	58
資源	g/人・日	57	54	54	52	50
事業系ごみ	g/人・日	277	282	290	298	311
燃やすごみ	g/人・日	270	275	284	291	304
埋め立てごみ	g/人・日	5	4	3	3	4
プラスチックごみ	g/人・日	3	2	2	2	2
資源	g/人・日	0	0	1	1	1
集団回収	g/人・日	25	22	21	19	18

注) 四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

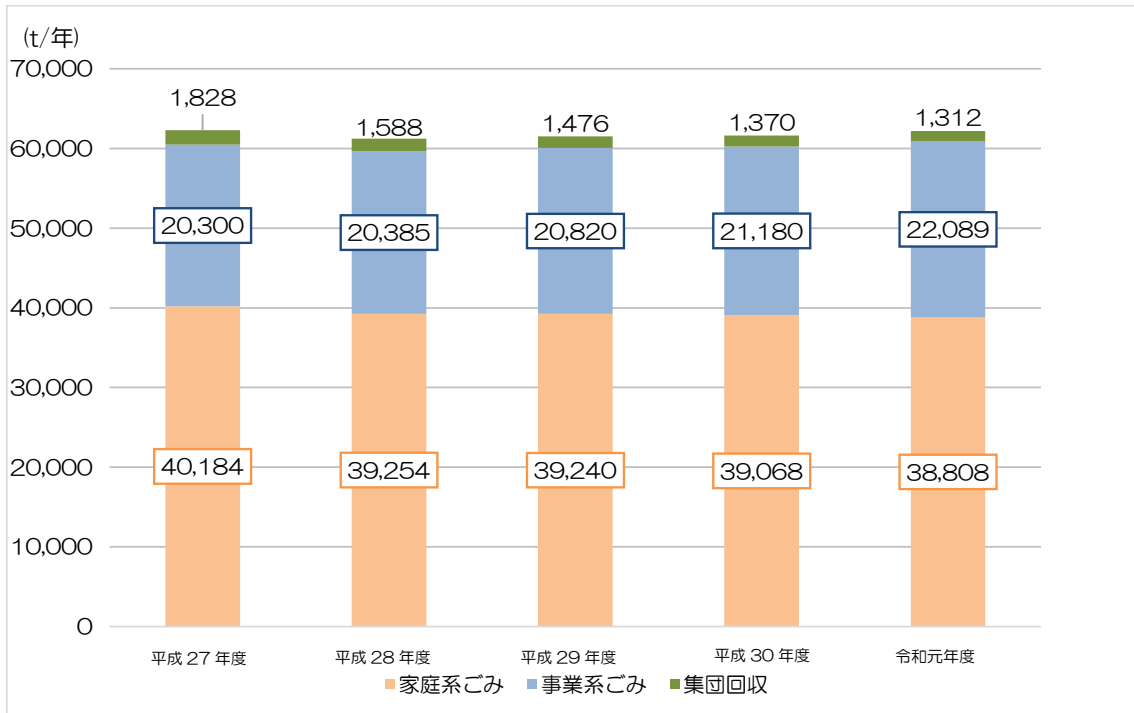


図 2-1-2 排出源別排出量

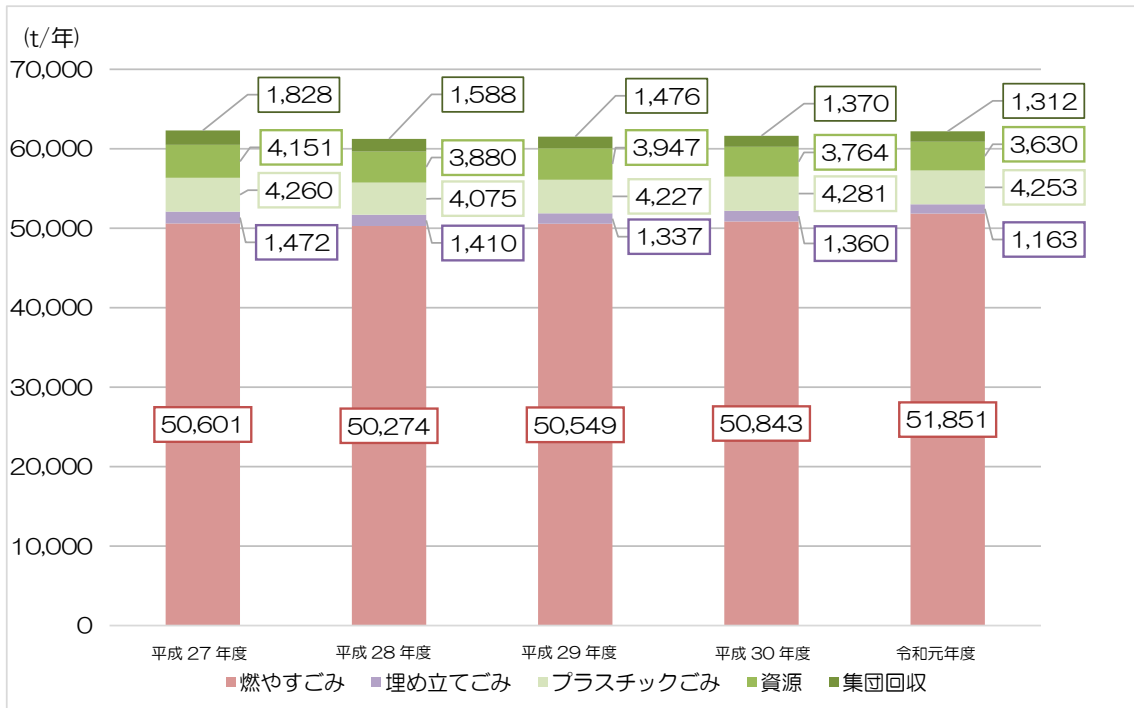


図 2-1-3 種類別排出量

(2) ごみの減量化・再生利用の実績

1) 資源収集と売却実績

本市のごみ資源化事業は昭和50年度に「沼津方式」による分別収集に始まり現在に至っています。品目別に収集された資源のうち、複合素材構成物などは、清掃プラントで処理し、缶類・鉄類・古紙・古布等は、牛乳パックを除き、集積場所から直接、再生原料業者に売却しています。

なお、資源の売却金のうち、市で処理される缶類、ペットボトル、解体金属、飲料用紙パック等は市の歳入とし、鉄くず類、びん類、古紙、古布は、資源化物回収活動奨励金（還元分）として、自治会へ排出量に応じて交付しています。

本市の資源収集と売却実績は以下に示すとおりです。

表 2-1-7 資源収集の実績

①自治会還元の資源

	鉄原料(千円)		ビン・カレット		古紙・古布		計(自治会還元)	
	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)
平成27年度	552	2,297	897	455	1,565	29,387	3,014	32,139
平成28年度	549	1,476	781	410	1,480	23,237	2,810	25,123
平成29年度	525	4,311	769	318	1,557	29,067	2,851	33,696
平成30年度	475	5,301	758	289	1,430	19,929	2,663	25,519
令和元年度	415	2,836	49	173	1,483	14,205	1,947	17,214

②自治会還元以外の資源

	スチール缶(P)		アルミ缶(P)		鉄原料		非鉄金属原料他		飲料用紙パック		計(市歳入)	
	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)	重量(t)	金額(千円)
平成27年度	277	5,553	163	23,336	53	289	40	3,366	8	126	541	32,670
平成28年度	245	4,755	162	19,185	43	192	40	2,860	9	131	499	27,123
平成29年度	226	6,930	147	20,912	42	424	40	2,729	9	129	464	31,124
平成30年度	213	7,147	144	20,982	53	655	52	3,408	8	113	470	32,305
令和元年度	186	4,952	141	17,803	82	609	56	2,399	8	113	473	25,876

①+②

	合計	
	重量(t)	金額(千円)
平成27年度	3,555	64,809
平成28年度	3,309	52,246
平成29年度	3,315	64,820
平成30年度	3,133	57,824
令和元年度	2,420	43,090

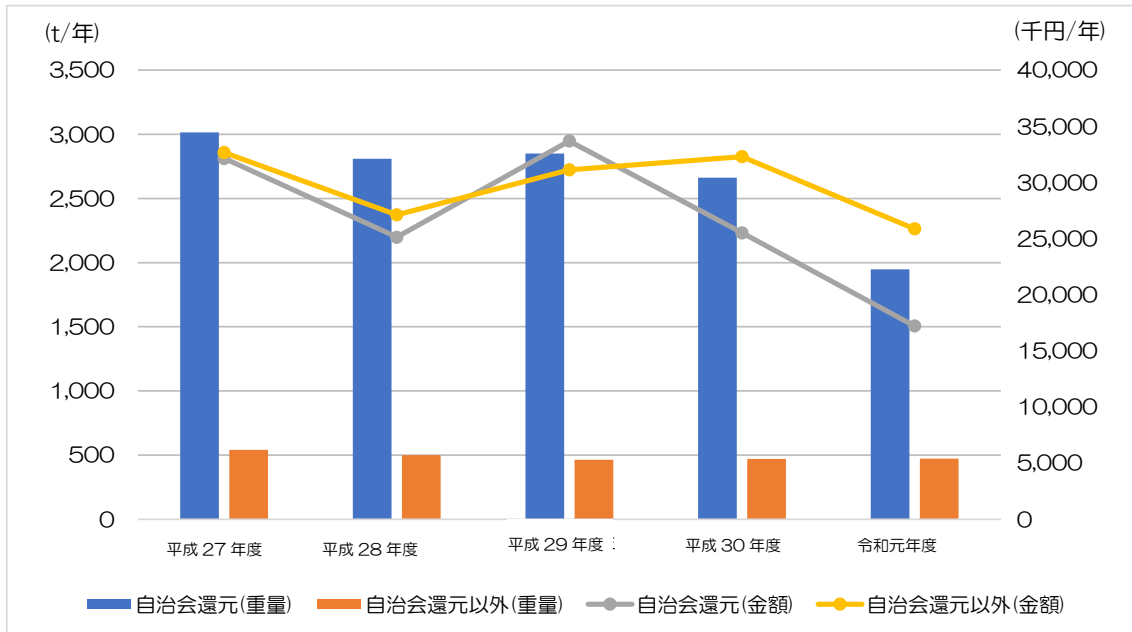


図 2-1-4 資源収集の実績

2) 使用済み乾電池及び蛍光管処理

使用済み乾電池に含まれる有害な稀少金属（水銀、マンガン、ニッケル、カドミウム、亜鉛など）及びスチールケースの適正処理及び資源化を図るため、全市域を対象に資源回収の日に収集しています。収集した使用済み乾電池は、外部の事業者処理を委託し、鉄原料等にリサイクルしています。

また、水銀を含む蛍光管は、平成 11 年度から埋め立てごみの日に収集し、（公社）全国都市清掃会議指定の業者に処理を委託し、蛍光灯や建材等にリサイクルしています。

表 2-1-8 使用済み乾電池及び蛍光管処理の実績

単位：kg

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乾電池	42,060	57,900	51,500	50,980	45,300
蛍光管	18,300	17,221	15,900	13,410	15,040

3) 剪定枝リサイクル事業

平成 19 年度から市内モデル地区を対象に剪定枝リサイクル事業を開始し、平成 20 年度からは、市内の自治会等の要望により、これまで焼却処分していた剪定枝のチップ化を行い、堆肥や草止め材としての利用を促進し、焼却に頼らない処理と資源化率向上を目指しています。

表 2-1-9 剪定枝リサイクルの実績

単位：m³

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
剪定枝処理量	516	489	481	473	432

4) 廃食油回収事業

燃やすごみとして処理している、廃食油（使用済み天ぷら油）を資源として回収、リサイクル（インク原料等）し、焼却に頼らない処理と資源化率向上を目指しています。

表 2-1-10 廃食油回収の実績

単位：L

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
廃食油回収量	8,169	8,048	8,098	8,765	6,685

5) 使用済小型家電の拠点回収

レアメタルなどの貴重な資源が含まれている、使用済小型家電の再資源化と適正な処理を目的として、携帯電話・ノートパソコン・デジタルカメラなど 10 品目を、地区センター等に専用の回収ボックスを設置し、20 箇所で拠点回収しています。平成 25 年度は環境省の小型家電リサイクルシステム構築実証事業として、環境省と連携して実施し、平成 26 年度からは単独で行っています。また、平成 29 年度から平成 30 年度までは、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、回収を行いました。

表 2-1-11 使用済小型家電の拠点回収の実績

単位：kg

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
携帯電話	142	134	228	270	228
ノートパソコン	1,696	1,079	1,722	1,797	1,951
デジタルカメラ	53	38	90	77	68
その他回収対象品目	801	508	906	973	1,023
合計	2,692	1,759	2,946	3,117	3,270

6) 廃家電製品処理

市内から排出された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象物を除く廃家電製品は、埋め立てごみの日に定時収集したほか、自己搬入により回収しています。

収集した廃家電製品は破碎処理し、外部専門業者が金属類を回収するなどリサイクル処理を行っています。

表 2-1-12 廃家電製品処理の実績

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
廃家電製品 処理量	184,070	196,920	197,120	166,580	178,140

7) 焼却灰等の処理

ごみの焼却によって発生する焼却灰等については、最終処分場に埋め立て処分としていましたが、リサイクル推進のため、また最終処分場の残余容量が逼迫していることから、平成 15 年度から外部の事業者処理を委託し、路盤材等にリサイクルしています。

なお、清掃プラントは焼却灰、土肥戸田衛生センターでは焼却灰と飛灰を混合した混合灰の処理を委託していましたが、埋め立て処分を行っていた清掃プラントの飛灰についても、平成 27 年度から委託処理を開始し、資源化を行っています。さらに令和 2 年度から落じん灰に含まれる金属類の回収も開始しています。

表 2-1-13 焼却灰等の処理の実績

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
清掃プラント	5,915	5,841	5,874	5,762	6,084
焼却灰	4,474	4,387	4,382	4,459	4,606
飛灰	1,441	1,454	1,492	1,303	1,478
土肥戸田衛生 センター(混合灰)	110	113	112	125	128

(3) 中間処理の実績

1) 焼却処理量

収集した燃やすごみは、直接持込分、清水町分及びし尿処理施設からのし渣を合わせ、清掃プラントに搬入し、24時間連続運転により焼却しています。

事業系の燃やすごみが増加傾向にあるため、焼却処理量が増加し、令和元年度は57,960tとなっています。

表 2-1-14 焼却処理量（戸田地区を除く）

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
沼津市搬入量	t	49,864	49,530	49,794	50,455	51,210
直営収集	t	1,470	1,536	1,581	1,820	1,802
委託収集	t	28,714	28,172	27,963	28,004	27,815
許可収集	t	18,221	18,152	18,472	18,599	19,121
自己搬入	t	1,207	1,436	1,550	1,796	2,229
衛生し渣	t	75	68	60	54	64
処分場再処理搬入量	t	177	166	168	182	179
他市町搬入量	t	6,865	6,942	6,729	6,719	6,750
合計	t	56,729	56,472	56,523	57,174	57,960
1日平均	t/日	182	180	181	183	184

注) 他市町搬入量は、伊豆の国市・清水町を含みます。

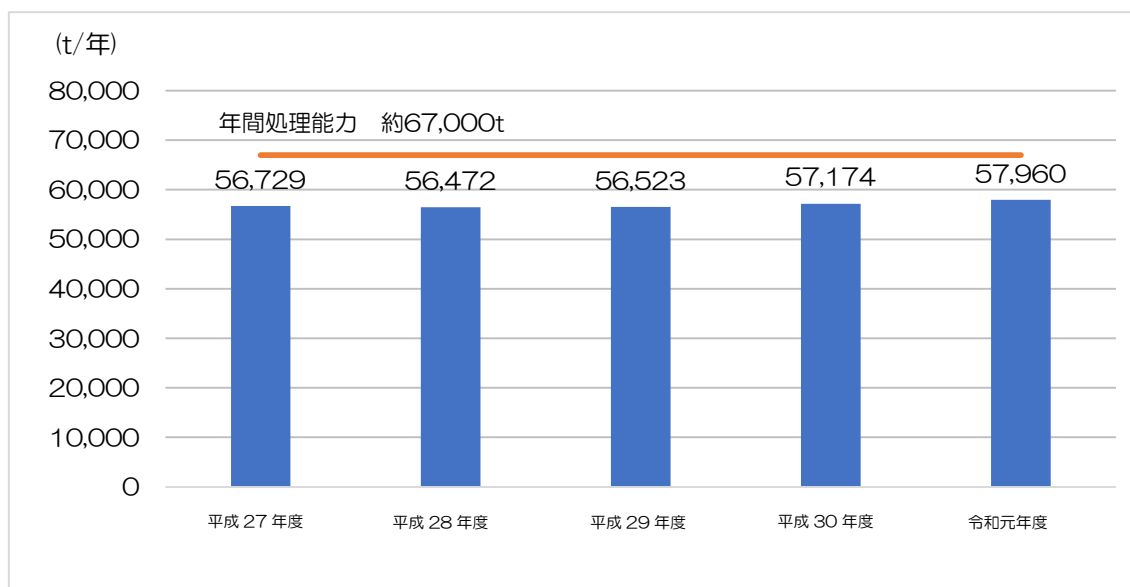


図 2-1-5 焼却処理量（戸田地区を除く）

2) 中継・中間処理施設の搬出量

中継・中間処理施設から搬出されるプラスチック製容器包装及びペットボトルはいずれも減少傾向にあり、令和元年度は、プラスチック製容器包装が2,076t、ペットボトルが248tとなっています。なお、中継・中間処理施設は令和4年度末で稼働停止となり、プラスチック製容器包装及びペットボトルの中間処理は、民間事業者へ委託しています。

表 2-1-15 中継・中間処理施設搬出量

単位：t

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
プラスチック製容器包装	2,199	2,141	2,107	2,042	2,076
ペットボトル	267	256	252	253	248

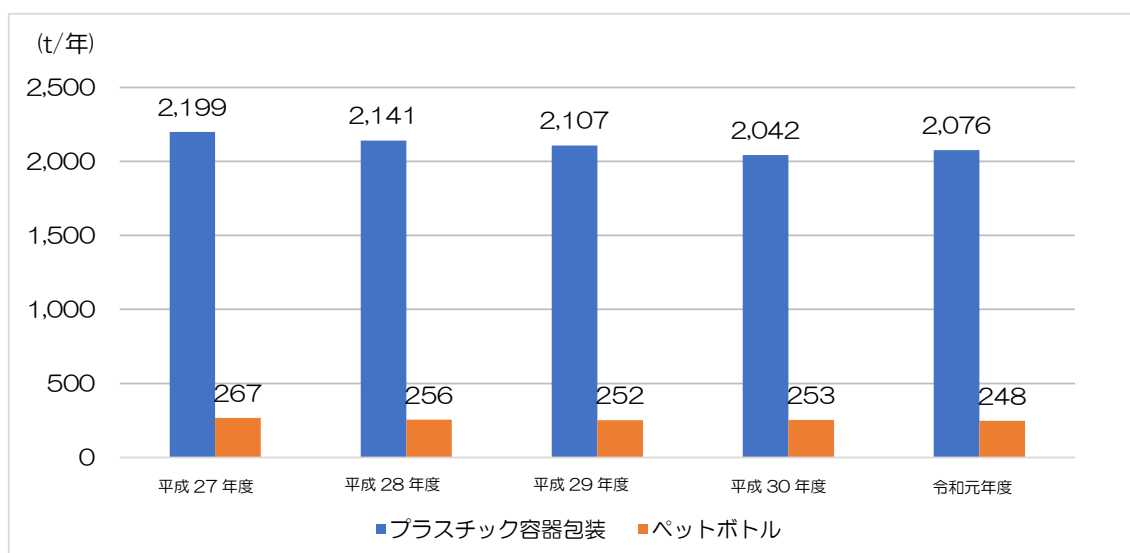


図 2-1-6 中継・中間処理施設搬出量

(4) 最終処分の実績

沼津市最終処分場に埋め立てられたごみは、再処理事業で破碎・選別で残る処分場埋立と直接埋立とがあり、令和元年度の実績では、再処理事業で残る処分場埋立が44t、直接埋立が81t、覆土が53t、総埋立量は177tとなっています。平成30年度に比べ令和元年度の総埋立量は増加しましたが、過去5年間では減少傾向にあります。

表 2-1-16 埋め立てごみ処分量

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
再処理施設処理量						
搬入	t	1,342	1,220	1,236	1,303	1,061
外部委託	t	694	638	639	709	648
除去	t	648	527	545	594	377
処分場埋立量(①)	t	0	55	24	0	44
直接埋立量(②)	t	175	161	156	81	81
埋立ごみ	t	175	161	156	81	81
罹災埋立	t	0	0	0	0	0
覆土量(③)	t	160	160	160	53	53
総埋立量(④=①+②+③)	t	335	376	340	134	177
処理日数(⑤)	日	240	240	240	240	240
日平均(④/⑤)	t/日	1.4	1.6	1.4	0.6	0.7

注) 四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

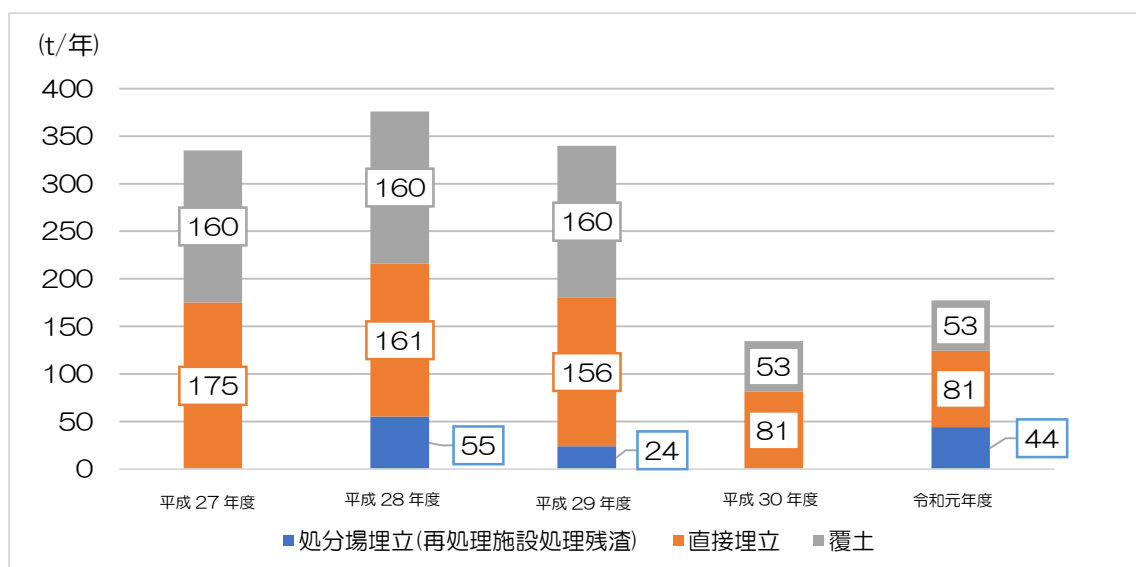


図 2-1-7 埋立ごみ処分量

表 2-1-17 埋め立てごみ搬入量

単位：t

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自己搬入	98	98	101	85	93
許可搬入	246	135	126	138	126
直営収集	1,070	1,056	1,055	1,068	807
戸田分搬入	14	15	11	14	22
中間処理場残渣	12	14	15	16	15
衛生プラント沈砂	7	7	6	6	6
処分場水処理汚泥	29	21	21	18	20
環境美化埋立	41	35	28	38	54
合計	1,517	1,381	1,364	1,384	1,142

(5) ごみの性状

1) 燃やすごみの組成

過去5年間のごみの組成の変化は少なく、ほぼ横ばいで推移しています。

表 2-1-18 燃やすごみの組成

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
見掛け比重	t/m ³	0.21	0.22	0.22	0.24	0.24	
低位発熱量	kcal/kg	1,492	1,478	1,587	1,430	1,678	
三成分	水分	%	54.9	55.1	52.7	56.8	52.0
	灰分	%	4.7	4.7	5.0	3.8	3.9
	可燃分	%	40.5	40.2	42.3	39.4	44.1
乾ベース組成	紙・布類	%	52.0	52.2	53.8	51.2	52.5
	合成樹脂類	%	14.6	15.5	13.7	14.4	15.8
	木竹類	%	8.7	11.2	10.7	11.5	11.3
	厨芥類	%	18.6	13.6	14.3	15.5	12.9
	不燃物類	%	0.7	0.8	1.4	1.2	0.9
	その他	%	5.5	6.6	6.2	6.3	6.6

注) 四捨五入しているため、100.0%にならないことがあります。

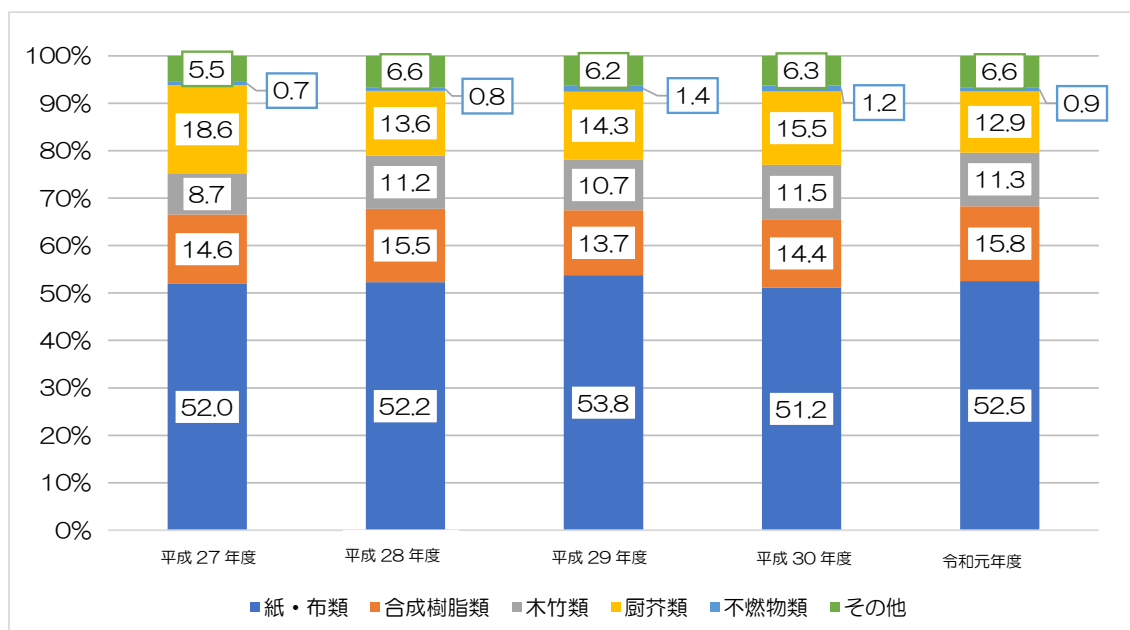


図 2-1-8 燃やすごみの組成

2) 埋め立てごみの組成

令和元年度に収集した埋立ごみの組成は、プラスチック類が重量比で6.2%、容積比で27.6%を占めています。平成27年度の結果と比較すると、重量比で0.2ポイント、容積比で2.6ポイント増加しています。

また、重量比、容積比ともに埋立ごみの最も大きな割合を占めるガラス・陶磁器類は重量比で9.5ポイント、容積比で9.5ポイント増加しています。

表 2-1-19 埋め立てごみの組成

項目		平成27年度		令和元年度	
		重量比 (%)	容積比 (%)	重量比 (%)	容積比 (%)
プラスチック類	非塩化ビニル系	0.7	13.6	6.1	25.9
	塩化ビニルメラミン樹脂系	4.9	10.4	0.0	0.0
	スチロール製品	0.4	1.0	0.1	1.7
	小計	6.0	25.0	6.2	27.6
繊維類	布団・絨毯等	0.3	2.1	0.0	0.0
	古着・古布等	0.3	2.1	0.1	1.7
	小計	0.6	4.2	0.1	1.7
古紙		0.5	7.3	1.9	10.3
樹木・家具・竹類		2.1	4.2	0.3	1.7
金属類		2.7	6.2	3.0	8.6
ガラス・陶磁器類		59.1	19.8	68.6	29.3
土砂・灰類		11.7	6.2	2.6	1.7
皮革・ゴム製品		3.0	5.2	4.1	6.9
処理困難物(複合製品)		7.8	16.7	2.6	6.9
処理困難物(危険物)		0.4	1.0	0.9	1.7
その他		6.1	4.2	9.8	3.4
合計		100.0	100.0	100.1	99.8

注) 四捨五入しているため、100.0%にならないことがあります。

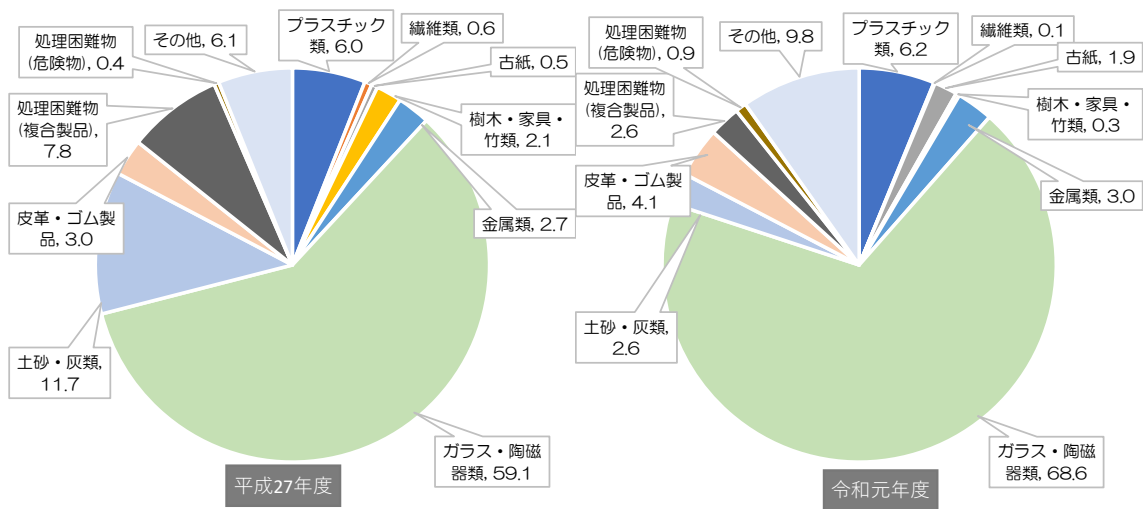


図 2-1-9 埋め立てごみの組成【重量比 (%)】

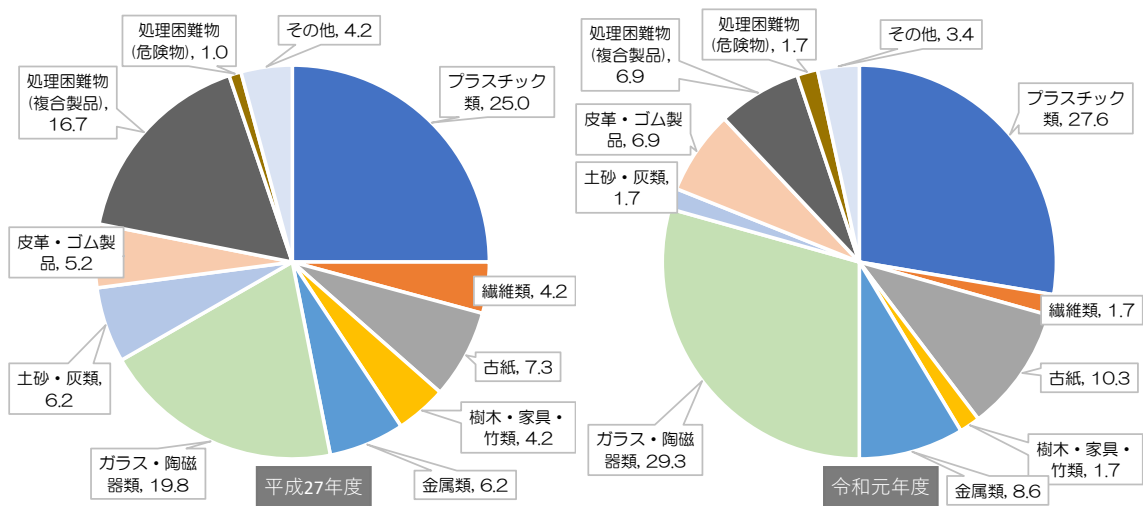


図 2-1-10 埋め立てごみの組成【容積比 (%)】

(6) ごみ処理に係る処理経費

一般会計に占めるごみ処理経費は、令和元年度が3.4%で、平成27年度の3.7%と比較して0.3ポイント減少しています。

また、1人当たりのごみ処理経費も、令和元年度が13,026円/人で、平成27年度の13,641円/人と比較して615円減少しています。

表 2-1-20 ごみ処理経費

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計(①)	千円	74,225,371	72,110,534	71,138,735	73,103,457	73,709,546
ごみ処理経費(②)	千円	2,726,774	2,629,287	2,700,567	2,703,816	2,529,818
ごみ処理量 ^{注)} (③)	t	67,424	66,654	66,855	67,026	67,717
人口(④)	人	199,901	198,124	196,530	195,039	194,207
世帯数(⑤)	世帯	90,132	90,521	91,015	91,624	92,467
一般会計に占める割合 ②/①	%	3.7	3.6	3.8	3.7	3.4
1t当たりのごみ処理経費 ②/③	円/t	40,442	39,447	40,394	40,340	37,359
1人当たりのごみ処理経費 ②/④	円/人	13,641	13,271	13,741	13,863	13,026
1世帯当たりのごみ処理経費 ②/⑤	円/世帯	30,253	29,046	29,672	29,510	27,359

注) 沼津市4分別収集のほか、衛生プラントのし渣・沈砂、伊豆の国市及び清水町搬入分が含まれます。

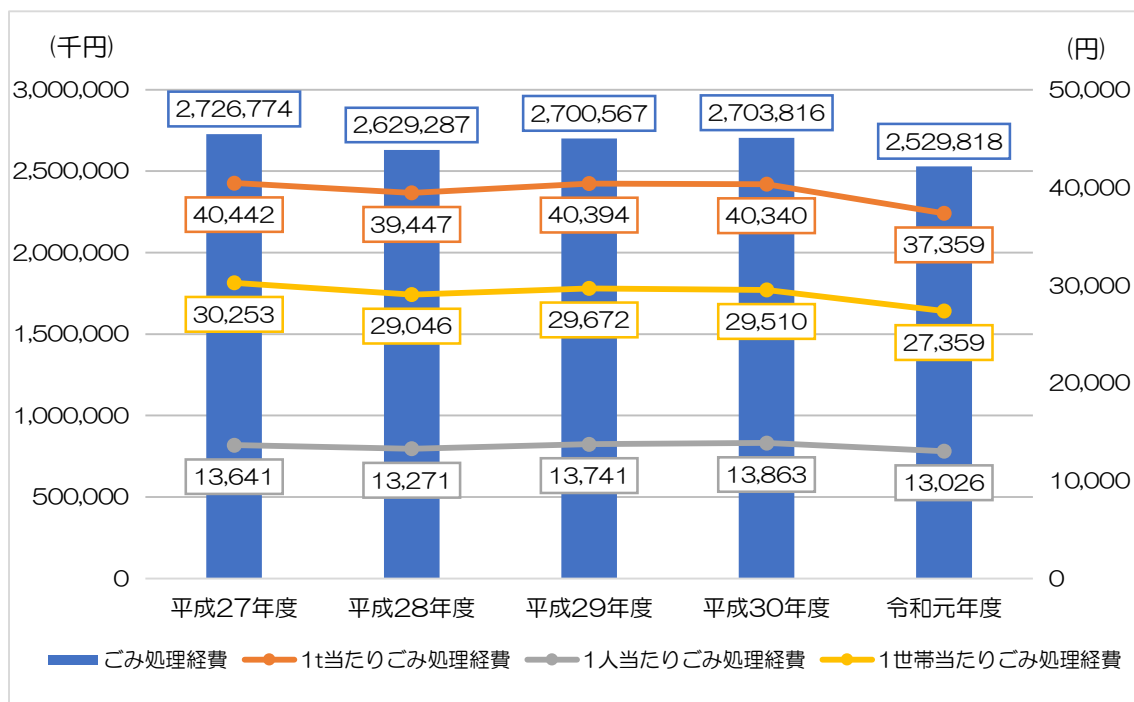


図 2-1-11 ごみ処理経費

(7) 全国及び静岡県との比較

本市の1人1日当たり排出量は、総排出量、生活系ごみ（集団回収が含まれます）では、全国及び県内と比較して低い一方で、事業系ごみは高い値となっています。

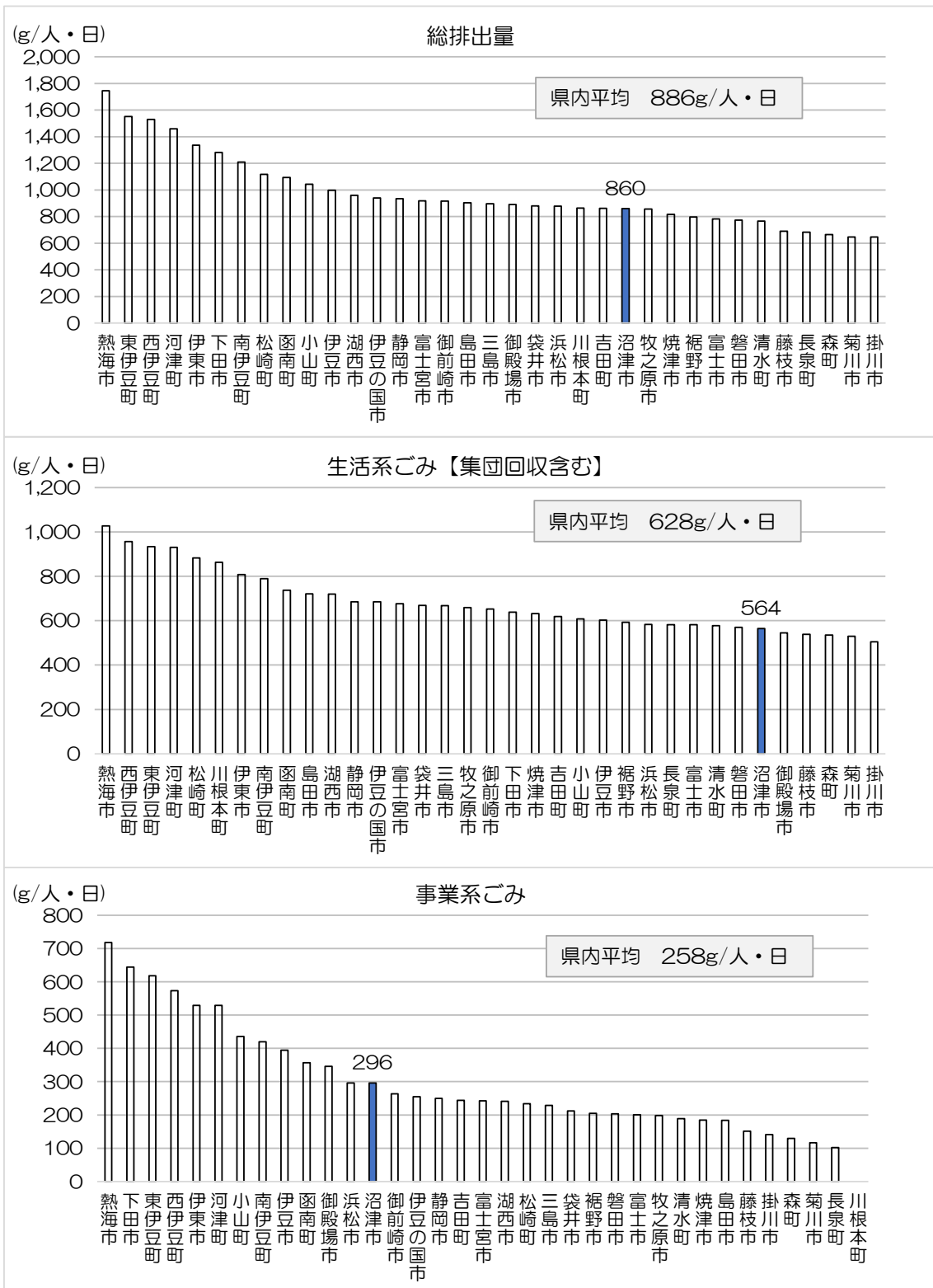
また、リサイクル率は焼却灰を資源化しているため、全国及び静岡県と比較して、高い値となっています。

表 2-1-21 全国及び静岡県との比較（環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果）

項目	単位	全国 (平成30年度)	静岡県 (平成30年度)	沼津市 (平成30年度)
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	918	886	860
1人1日当たり生活系ごみ排出量	g/人・日	638	628	564
1人1日当たり事業系ごみ排出量	g/人・日	280	258	296
リサイクル率	%	19.9	18.4	24.4

注1) 生活系ごみの1人1日当たり排出量には、集団回収が含まれています。

注2) 家庭から排出されるごみを、本市では家庭系ごみ（集団回収は含まれません）、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査では生活系ごみとしています。



注 1) 生活系ごみの 1 人 1 日当たり排出量には、集団回収が含まれています。

図 2-1-12 県内市町との 1 人 1 日当たり排出量の比較 (平成 30 年度)

(8) 数値目標の達成状況

前計画では、平成21年度を基準年度とし、家庭系ごみでは、1人1日あたり家庭系ごみ排出量を、事業系ごみでは事業系ごみ排出量を目標として設定しました。

1人1日あたり家庭系ごみ排出量は計画期間の前半は減少傾向にありましたが、直近の5年間はほぼ横ばいで推移しています。平成27年度の計画の中間見直しでは、当時、想定より家庭系ごみが減少傾向にあったため、目標値を567g/人・日から538g/人・日に変更しました。

令和元年度の1人1日あたり家庭系ごみ排出量は546g/人・日で、平成21年度から84g減少しましたが、目標値の見直し後、家庭系ごみは減少せず、目標は未達成となっています。

事業系ごみは平成22年度以降、排出量が増加する傾向が続き、令和元年度の事業系ごみ排出量は22,089tで、平成21年度から1,542t増加、目標値を2,569t上回り、目標は未達成となっています。

表 2-1-22 数値目標の達成状況

指標	平成21年度 (基準年度)	令和2年度 (目標値)	令和元年度	
			実績値	対平成21 年度比(%)
1人1日あたり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	630	538	546	▲ 13.3
事業系ごみ年間排出量 (t)	20,547	19,520	22,089	7.5

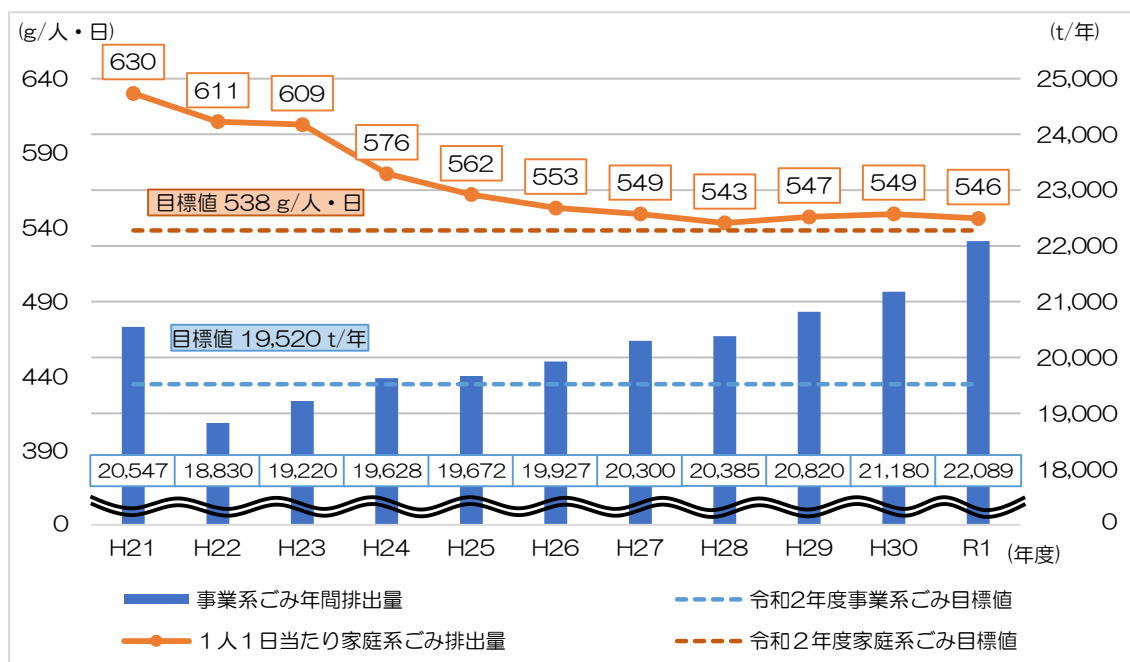


図 2-1-13 数値目標の達成状況

第3節 ごみ処理の課題

1. 法律の改正等の状況

前計画を策定した平成 23 年 3 月以降における、一般廃棄物に係る法律の改正等の状況は以下のとおりです。

表 2-1-23 一般廃棄物に係る法律の改正等の状況

施行日	法律名等（略称）	概要
平成 25 年 4 月	小型家電リサイクル法 （新規制定）	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、環境大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等が定められた。
平成 27 年 8 月	廃棄物処理法及び 災害対策基本法 （一部改正）	災害廃棄物の処理の原則や関係者の連携・協力の努力義務、災害時における一般廃棄物処理施設の設置に関する特例が新たに規定された。
令和元年 7 月	食品リサイクル法に基づく新たな基本方針 （公表）	食品リサイクル法に基づく新たな基本方針が公表され、「基本理念」において食品ロスを明記し、食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割が記載された。また、再生利用等実施率目標が設定され、2024 年度までに、食品製造業 95%、食品卸売業 75%、食品小売業 60%、外食産業 50%とし、食品ロスについては、SDGs も踏まえ、2030 年度を目標年次として、サプライチェーン全体で 2000 年度の半減とする目標が新たに設定された。
令和元年 10 月	食品ロス削減推進法 （新規制定）	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として定められた。
令和 4 年 4 月	プラスチック資源循環 促進法 （新規制定）	製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するために定められた。

2. ごみ処理の現状と課題

ごみ処理に関する課題は以下のとおりです。

【発生抑制】

- 燃やすごみの約 5 割を資源化可能な「紙類・布類」が占めていることから、さらに資源化を図る必要があります。
- 生ごみのリサイクルの推進とともに、発生抑制につながる食品ロスのさらなる削減に向けた取り組みが必要です。
- 事業系ごみの増加傾向が続いているため、事業者に向けて、周知や廃棄物の減量・発生抑制の促進を図る必要があります。
- 雑がみの分別については、一般家庭と比較して、事業者への周知が不足しているため、分別の徹底を周知する必要があります。
- 事業者（承認を受けた少量排出事業者を除く）が、地域のごみ集積場所へ排出することがないよう継続的に検査や指導が必要です。

【資源化】

- 「プラスチック資源循環促進法」が施行され、さらにプラスチック資源循環を促進させる重要性が高まっているため、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再資源化を進める必要があります。

【収集運搬】

- 高齢化によりごみ集積場所へごみを出すことが困難な世帯が増加することが想定されることから、ごみ出しの負担を軽減するための支援を検討する必要があります。

【中間処理】

- 清掃プラントは、南海トラフ巨大地震で想定される揺れに対し、耐震性能が不足していると評価されています。また、昭和 51 年 10 月の竣工からすでに 44 年が経過していることから、新施設の整備を進める必要があります。

【最終処分】

- 焼却灰等の資源化の推進や埋め立てごみ再処理事業により、埋立量の削減に努めていますが、最終処分場の残余容量が不足してきていることから、今後の最終処分のあり方について検討する必要があります。

【その他】

- 外国人居住者が増加しているため、分別・ごみ出しルールなどについての啓発は、多言語化によりさらに適切に周知する必要があります。
- 南海トラフ巨大地震等で発生が想定される災害廃棄物の処理に迅速に対応するため、平成 29 年 3 月に「沼津市災害廃棄物処理計画」を策定していますが、国内で発生する気象災害が激甚化していることから、台風等の豪雨災害で発生が想定される災害廃棄物についても対応できるよう、計画の見直しを行う必要があります。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の基本理念と方針

ものを大切にし、資源を循環させる 持続可能な暮らし

本市では、昭和50年度に全国に先駆けて市民の協力で支えられたごみの分別収集、いわゆる『沼津方式』を開始し、廃棄物の循環処理を推進してきました。

科学技術の飛躍的な進歩と経済の目覚ましい発展により、暮らしが快適で便利になる一方、これらの技術・経済発展は環境に大きな負荷を与える一面も顕著になっており、特に、大量に排出される廃棄物が地球環境に及ぼす影響は大変大きいものです。めまぐるしく変化する廃棄物を取巻く情勢の中で、本計画においては、市民、事業者及び行政が相互に連携し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な暮らしを実現するため、今後さらに進むと予想される高齢化の進行や3R・廃棄物処理に関する技術の革新などを考慮した新たな視点で、現状の廃棄物処理のあり方を見直し、低炭素で循環型の社会形成を目指します。

一般廃棄物処理基本計画（ごみ）の方針

【発生・排出抑制計画】

- ごみを出さない生活や活動を推進する

【リサイクル推進計画】

- 資源循環を推進し、ごみゼロ社会を目指す

【収集運搬計画】

- 市民への負担や環境負荷が少ない分別・収集運搬方法を目指す

【中間処理・最終処分計画】

- 最新の技術情報をもとに、より効率よく、より環境負荷の少ないごみ処理を目指し、災害にも強く安全な新中間処理施設の建設を行い、また最終処分場の延命化を図るとともに、新しい最終処分場の確保に努める

【災害廃棄物処理計画】

- 復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にする

第2節 基本理念実現に向けた各主体に期待される取組

1. 市民に期待される取組

市民一人ひとりが3Rを基本とした生活をする

(3Rとは・・リデュース：ごみを出さない リユース：くり返し使う リサイクル：資源にする)

【具体的には】

- ◆ごみの排出量を減らすことを意識する
 - ・食材の使い切り、食品の食べ切り、生ごみの水切りを実践する。
 - ・詰め替え商品など、ごみ減量となるものを購入する。
 - ・不要な割り箸やプラスチック製スプーンなどはもらわない。
 - ・生ごみは、ダンボールコンポストなどで堆肥化し活用する。
- ◆ものを大切にし、安易にごみにしない
 - ・買い物時に本当に必要なものかをよく考え、いらぬものは買わない。
 - ・長期間使用できる製品を選ぶ。
 - ・フリーマーケットや不用品交換会を利用する。
- ◆ごみの分別排出を徹底し、リサイクルに協力する。

2. 事業者期待される取組

事業者は排出者責任や拡大生産者責任の考え方を踏まえ、3Rを基本とした事業活動を行う

【具体的には】

- ◆設計・製造・流通・販売すべての段階で、ごみ発生量の削減に寄与する事業活動を行う。
- ◆排出者責任や拡大生産者責任の観点から自主的なリサイクルルートを確立するとともに、事業者自らが店頭、その他の方法での回収を推進し、ごみ減量・資源化を図る。
- ◆やむを得ずごみとして排出する場合は、自らの責任において適正に処理する。

3. 行政に期待される取組

パートナーシップを基本として、市民、事業者及び行政の3者の役割が円滑に果たされる処理システムを構築する

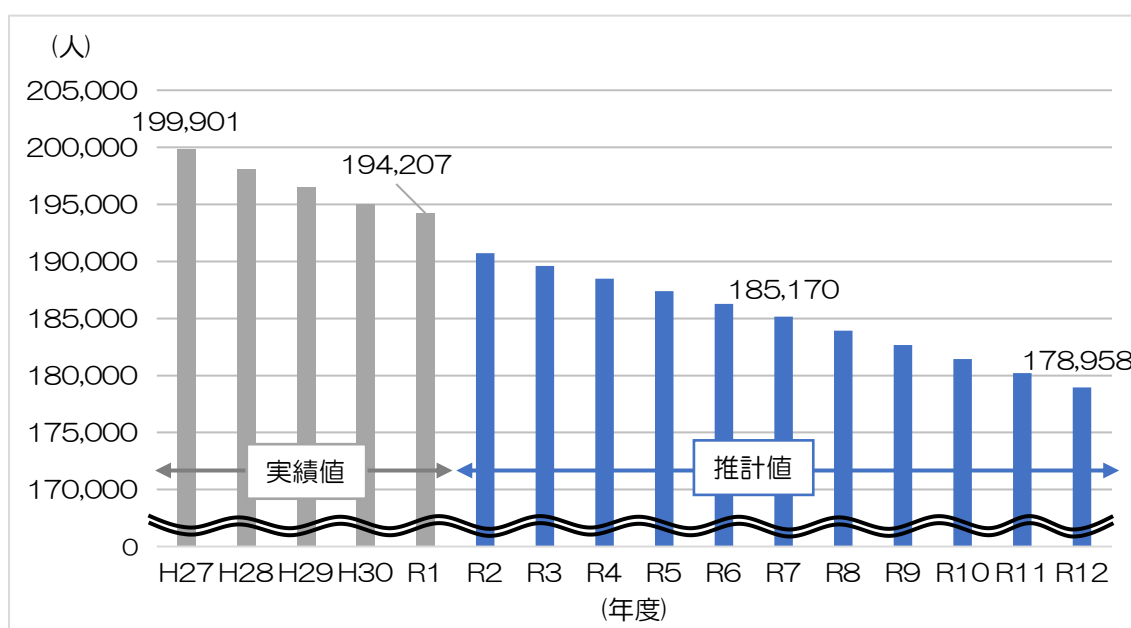
【具体的には】

- ◆環境負荷及び市民負担の少ない処理システムの構築を図る。
- ◆市民、事業者及び行政の3者間における3Rに関する情報の共有化を図るとともに、地域における活動を支援し、相互のパートナーシップにより、3Rを推進する。
- ◆市民と事業者への環境教育を実施する。
- ◆市施設における環境マネジメントシステムの適正な運用、改善を進める。

第3節 ごみの排出量の見込み

1. 将来人口

将来人口は、「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月改訂）」の人口を採用しています。本市の将来人口は減少が見込まれ、中間年度である令和7年度は185,170人、目標年度である令和12年度は178,958人になると見込まれています。



注)「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月改訂）」では、令和2年、令和7年、令和12年の人口しか示されていないため、その間の年度については直線補間により人口を設定しました。

図 2-2-1 将来人口の推移

2. ごみの排出量の見込み

現状のまま推移した場合、令和12年度のごみ総排出量は59,345t、家庭系ごみ排出量は35,757t、事業系ごみ排出量は22,380t、集団回収量は1,208tとなる見込みです。令和12年度のごみの種類別の排出量は、燃やすごみは49,925t、埋め立てごみは952t、プラスチックごみは4,022t、資源は3,238tと見込まれます。

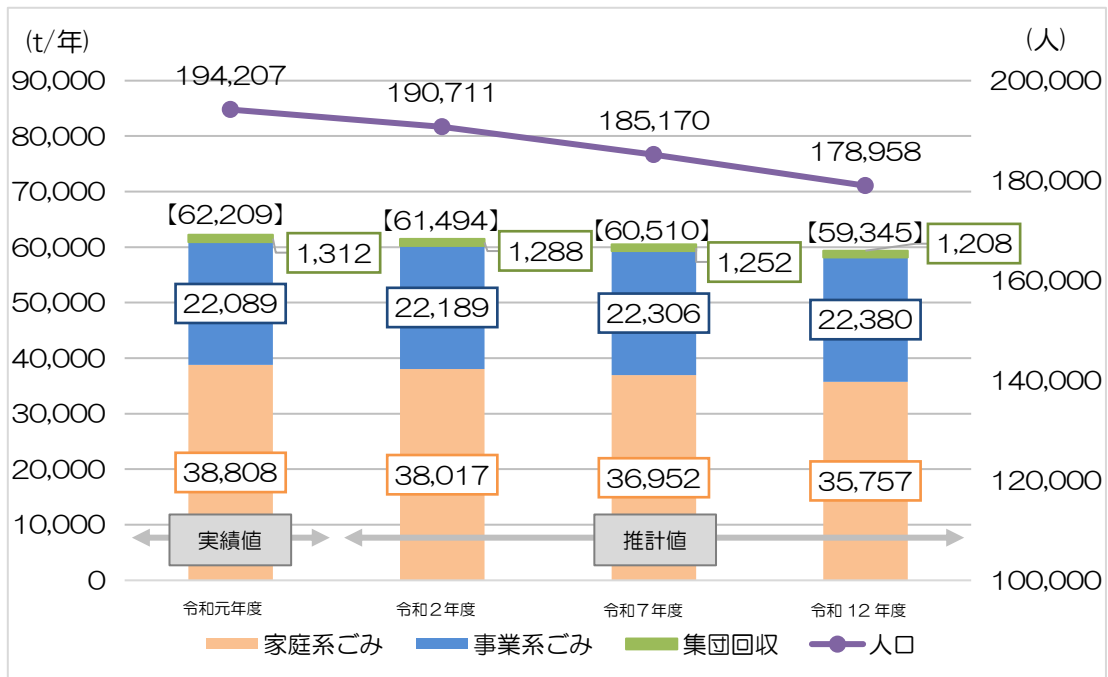


図 2-2-2 排出源別排出量及び処理量の予測

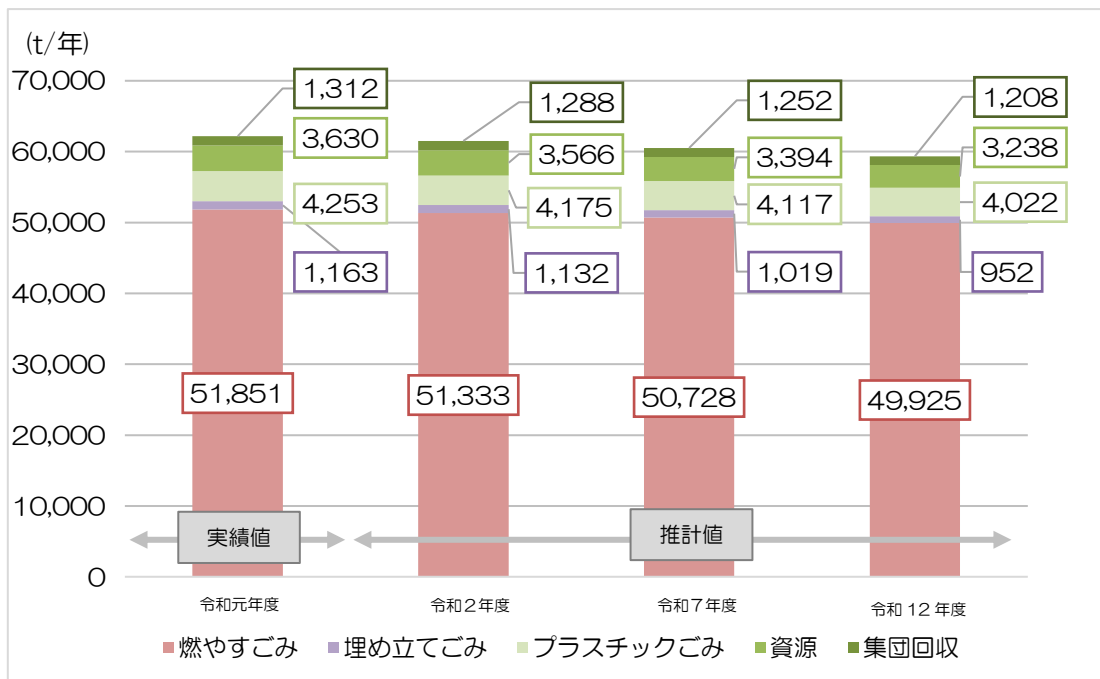


図 2-2-3 種類別排出量及び処理量の予測

表 2-2-1 ごみ排出量の実績及び将来推計（現状維持）

区分	単位	令和元年度	令和7年度	令和12年度
人口	人	194,207	185,170	178,958
総排出量 ①	t	62,209	60,510	59,345
家庭系ごみ	t	38,808	36,952	35,757
燃やすごみ	t	30,216	28,832	27,923
埋め立てごみ	t	909	807	762
プラスチックごみ	t	4,098	3,986	3,898
（うち熱源プラ）	t	1,695	1,730	1,723
資源	t	3,585	3,327	3,174
ペットボトル	t	230	196	192
びん類	t	890	763	697
缶類	t	327	270	241
金属類(鉄複合製品)	t	137	142	142
金属類(鉄原料)	t	415	339	307
古紙・紙パック	t	1,090	1,077	1,040
布類	t	436	478	496
蛍光管	t	15	15	15
乾電池	t	45	47	44
事業系ごみ	t	22,089	22,306	22,380
燃やすごみ	t	21,635	21,896	22,002
埋め立てごみ	t	254	212	190
プラスチックごみ	t	155	131	124
（うち熱源プラ）	t	154	131	124
資源	t	45	67	64
集団回収	t	1,312	1,252	1,208
1人1日当たり排出量	g/人・日	875.2	895.3	908.5
家庭系ごみ	g/人・日	546.0	546.7	547.4
事業系ごみ	g/人・日	310.8	330.0	342.6
総資源化量 ②	t	15,241	14,004	10,299
資源化率 ②/①	%	24.5	23.1	17.3

第4節 数値目標

1. 数値目標

本計画で定める各種施策を着実に実行することにより、以下の数値目標の達成を目指します。

令和12年度の家系系ごみの排出量の数値目標は、令和元年度比14.5g減(-2.7%減)の531.5g、事業系ごみ排出量の数値目標は、令和元年度比1,247t減(-5.6%減)の20,842tとします。

表 2-2-2 数値目標

項目		単位	令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (目標年度)
数 値 目 標	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	546.0	536.7 【▲9.3g】	531.5 【▲14.5g】
	事業系ごみ年間排出量	t	22,089	20,874 【▲1,215t】	20,842 【▲1,247t】

2. 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

1人1日当たり家庭系ごみ排出量の数値目標達成時には、単純推計（現状のまま推移した場合の推計）と比較して、中間年度では10.0g、目標年度では15.9g減少する見込みです。

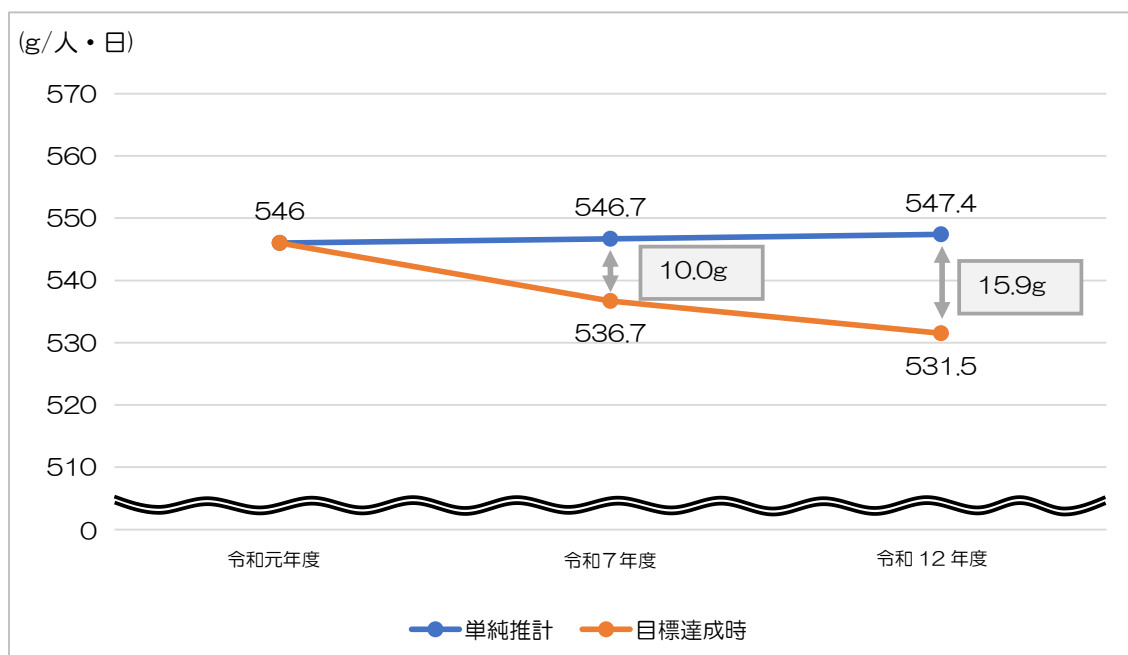


図 2-2-4 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の比較

3. 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の数値目標達成時には、単純推計（現状のまま推移した場合の推計）と比較して、中間年度では 1,432t、目標年度では 1,538t 減少する見込みです。

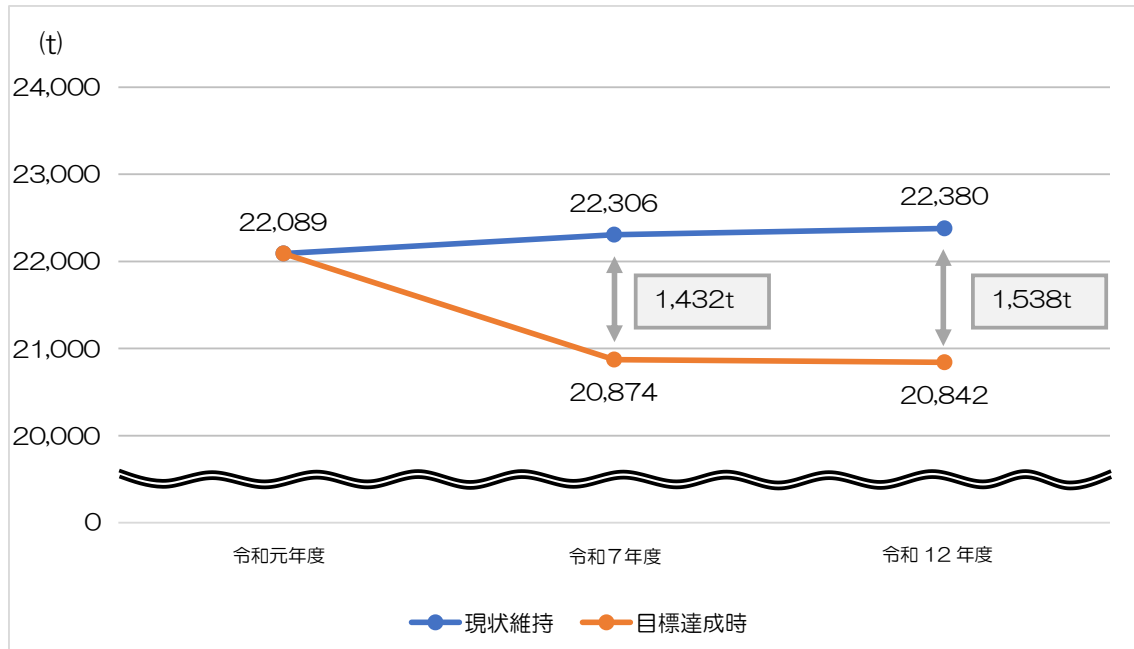


図 2-2-5 事業系ごみ年間排出量の比較

表 2-2-3 ごみ排出量の実績及び将来推計（目標達成）

区分	単位	令和元年度	令和7年度	令和12年度
人口	人	194,207	185,170	178,958
総排出量 ①	t	62,209	58,402	56,766
家庭系ごみ	t	38,808	36,276	34,716
燃やすごみ	t	30,216	28,156	26,882
埋め立てごみ	t	909	807	762
プラスチックごみ	t	4,098	3,986	3,898
（うち熱源プラ）	t	1,695	1,730	1,723
資源	t	3,585	3,327	3,174
ペットボトル	t	230	196	192
びん類	t	890	763	697
缶類	t	327	270	241
金属類(鉄複合製品)	t	137	142	142
金属類(鉄原料)	t	415	339	307
古紙・紙パック	t	1,090	1,077	1,040
布類	t	436	478	496
蛍光管	t	15	15	15
乾電池	t	45	47	44
事業系ごみ	t	22,089	20,874	20,842
燃やすごみ	t	21,635	20,464	20,464
埋め立てごみ	t	254	212	190
プラスチックごみ	t	155	131	124
（うち熱源プラ）	t	154	131	124
資源	t	45	67	64
集団回収	t	1,312	1,252	1,208
1人1日当たり排出量	g/人・日	875.2	864.1	869.0
家庭系ごみ	g/人・日	546.0	536.7	531.5
事業系ごみ	g/人・日	310.8	308.8	319.1
総資源化量 ②	t	15,241	13,781	10,026
資源化率 ②/①	%	24.5	23.6	17.6

第5節 ごみ処理基本計画の施策体系

基本理念	ものを大切に、資源を循環させる 持続可能な暮らし
発生・排出抑制計画	ごみを出さない生活や活動を推進する
家庭系ごみ削減のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rに関する情報発信 ・リユースの推進 ・ごみに関する環境教育の推進・充実 ・生ごみの減量・資源化の推進 ・使い捨てプラスチックごみ対策の推進 ・すまいるしょっぷ（ごみ減量・資源化推進事業所）の普及 ・地域（自治会・コミュニティ）活動の支援
事業系ごみ削減のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの発生・排出抑制の推進 ・事業者への指導・助言 ・事業系ごみの適正な管理及び費用負担
リサイクル推進計画	資源循環を推進し、ごみゼロ社会を目指す
リサイクル品目	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ、生ごみ（厨芥類）、プラスチック使用製品廃棄物、剪定枝、廃食油、使用済み小型家電、使用済みインクカートリッジ、雑がみ
リサイクルシステムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムの継続と新システムの検討 ・事業者回収システムの推進 ・焼却灰の資源化 ・生ごみなどの資源化 ・グリーン購入の推進
収集運搬計画	市民への負担や環境負荷が少ない分別・収集運搬方法を目指す
収集体系の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・排出困難者に対する支援 ・粗大ごみの個別収集 ・販売店回収の推進 ・収集運搬における環境への配慮
分別区分の最適化	
不適正排出の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・適正排出の周知 ・マンション・アパート管理者との連携 ・不適正排出に対する指導 ・市内在住の外国人への周知・啓発
不法投棄対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止に向けた関係団体との連携 ・集積場所での適正排出の指導の実施 ・海岸漂着ごみの減量化と適正処理
家庭系ごみの有料制について	
中間処理・最終処分計画	最新の技術情報をもとに、より効率よく、より環境負荷の少ないごみ処理を目指し、災害にも強く安全な新中間処理施設の建設を行い、また最終処分場の延命化を図るとともに、新しい最終処分場の確保に努める
中間処理施設（焼却施設・リサイクル施設など）の整備	
中間処理における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質や環境汚染物質への対応 ・エネルギーの効率的利用
現最終処分場の延命化と新最終処分場の整備	
災害廃棄物処理計画	復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にする
災害時の迅速な対応	

第6節 ごみ処理基本計画の施策内容

1. 発生・排出抑制計画

ごみを出さない生活や活動を推進する

【基本方針】

ごみ処理基本計画の基本理念の実現に向けて、基準年度から家庭系ごみ 2.7%削減の1人1日当たりのごみ排出量 531.5g、事業系ごみ 5.6%削減の年間 20,842 t を達成するため、市民、事業者及び行政が相互の役割を認識して、ごみを出さない生活様式の浸透を進めるとともに、持続性のある循環型社会システムの構築を目指します。

(1) 家庭系ごみ削減のための施策

1) 3Rに関する情報発信

①ホームページ・広報紙などによるPR

ホームページや「ごみ分別アプリ(さんあ〜る)」*では、ごみの分別方法や資源化物の排出方法など、3Rに関する最新情報を掲載しています。

また、買い物時に心掛けてほしい、以下のことについても呼びかけていきます。

- ・マイバッグを持参する
- ・買い物の際に配布される不要なスプーンやストローなどは断る
- ・本当に必要なものかよく考え、ごみになるものは買わない
- ・環境ラベルのついた再生品や環境配慮製品を選ぶ
- ・長期間使用できる製品を選ぶ

また、従来の広報紙やホームページの充実をはじめ、様々な情報ツールを活用し、市民や事業者への幅広い情報提供に努めます。

なお、平成 27 年度からごみの収集カレンダーを民間Webサイトに掲載しています。

*「ごみ分別アプリ(さんあ〜る)」とは、スマートフォン・タブレット用のアプリケーションで、ごみの収集日をお知らせしたり、ごみの分別方法を検索する機能などがあります。

②イベントなどによるPR

消費生活展などにおいて3Rに関する啓発活動を行います。

③ごみ出張講座などによるPR

ごみ出張講座や自治会説明会の内容を充実させるとともに、実施回数を増やすなど積極的に開催し、ごみ減量の啓発や情報提供に努めます。

④ごみの分別・減量ガイドブックやごみ分別アプリ(さんあ〜る)によるPR

転入者、外国人居住者や希望者に対し「ごみの分別・減量ガイドブック」を配付したり、「ごみ分別アプリ(さんあ〜る)」を個人のスマートフォンやタブレットにインストールし、活用してもらい、ごみの適正排出を推進します。なお、「ごみの分別・減量ガイドブック」及び「ごみ分別アプリ(さんあ〜る)」については、多言語化しています。

2) リユースの推進

従来実施していたフリーマーケットフェスティバルの開催形態を見直すなど、「新しい生活様式」に対応したリユースの推進方法を検討します。

3) ごみに関する環境教育の推進・充実

次世代を担う子どもたちへの教育は非常に重要であり、小中学校への出前講座・ごみ教室や親子ごみ処理施設見学会（平成 11 年度開始）を継続して実施し、小学生の社会科見学等の機会にも、ごみ減量の啓発を実施します。

4) 生ごみの減量・資源化の推進

生ごみのさらなる排出抑制策を進めます。農業や園芸などに活用するために厨芥ごみを堆肥にするNPOなどの団体に対する支援を検討していきます。

各家庭に向けては、燃やすごみに多く含まれる厨芥ごみの削減を目指し、食品ロスを減らす取り組みと使い切り・食べ切り・水切りの「3キリ」運動などを推進していきます。食品ロスには、過剰除去（野菜の皮の厚むきなど可食部分を過剰に除去する）、直接廃棄（賞味期限切れなどにより使用・提供されずに捨てる等）、食べ残し（食べ残して廃棄する）があります。市民の食品ロスへの関心を高め、日常生活において実践できるよう働きかけていきます。買い物の工夫や「3キリ」運動の浸透をはじめ、無駄のない調理方法の紹介、水切りのポイントなどについて、広報紙やホームページといった様々な媒体を通じて広く周知を行います。

また、安価で簡単に製作できるダンボールコンポスト※については、環境教育やイベント等の機会を利用してその効果を広く周知し、さらなる普及を促進します。

※「ダンボールコンポスト」とは、ダンボール箱を使って、微生物の力で、生ごみを減量・堆肥化する簡易生ごみ処理容器です。

5) 使い捨てプラスチックごみ対策の推進

海洋のマイクロプラスチック汚染が深刻化している現状を受け、プラスチックを削減するため、使い捨てプラスチックごみの排出抑制を進めます。そのためには、買い物の際にストローを断ったり、繰り返し利用できるマイボトルやマイバッグを持ち歩くことが有効です。市民の海洋プラスチック汚染への関心を高め、日常生活において日常で実践できる取り組みを働きかけていきます。また、市内で開催されるイベント等を通じて、ポイ捨て防止の呼びかけや市民の使い捨てプラスチックごみの排出抑制意識の醸成を促進します。

6) すまいるしょっぷ（ごみ減量・資源化推進事業所）の普及

簡易包装やレジ袋削減に努めたり、トレイやペットボトルなどの資源化物を回収するなど、ごみの減量・資源化の取り組みを事業者に働きかけていきます。また、これらの取り組みを行っている事業所を「すまいるしょっぷ」として認定し、その取り

組みを支援していきます。

また、静岡県においても「ふじのくにエコショップ宣言」が実施されており、相互の取り組みの充実に向けた調整や連携の検討を進めます。

7) 地域（自治会・コミュニティ）活動の支援

①資源化推進活動奨励金

資源回収の日に、回収した古紙・古布などを再生原料業者等に売却した収入は、引き続き資源化推進活動奨励金として、排出量に応じて自治会に還元するとともに、奨励金について周知していきます。ただし、ごみ排出方法の変更等が生じた場合は、奨励金の算出方法について、見直しを検討します。

②わかりやすく親しみの持てる分別説明会

自治会等を通じて市が開催するごみ出張講座や分別の説明会は、参加者が楽しくごみについて理解できるようさらに内容に工夫を加えるとともに、地域の中のイベントでも地域の方同士で分別について学習できる仕組みを検討していきます。

③環境衛生自治推進協会や環境美化指導員への支援

環境衛生思想の普及に貢献する環境衛生自治推進協会と環境美化を推進する環境美化指導員との連携を強化するとともに、環境美化指導員によるごみのポイ捨てや犬のフン放置の禁止等に関する指導・啓発活動をポイ捨て禁止看板や啓発グッズの配布等により、引き続き支援します。

④ごみ集積施設整備に対する補助

良好な生活環境を保全し、適正な分別排出と資源のリサイクルを推進するため、ごみ集積施設を設置又は修繕する自治会に対して、事前に要望調査を行い、その要望に応じて、ごみ集積施設の設置等に対する支援を行います。

⑤高齢者等ごみの排出困難者への配慮

高齢化が進む中、ごみ集積場所への排出が困難な方への支援について、福祉部門と連携し、地域の協力を得ながら検討していきます。

(2) 事業系ごみ削減のための施策

1) 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

①エコイベントの推進

各種団体が実施するイベントにおいては、イベントから排出されるごみの削減や、リユース容器の積極的な活用など、3Rに配慮したイベントとするよう、関係機関と連携し、働きかけていきます。

②ごみ分別ステーション用品の貸し出し

イベント会場のごみ集積場所設置に必要な器材の貸出しを行い、イベント会場で発生する大量のごみを正しく分別してもらうことで、ごみの減量化・資源化に努めます。

③飲食店における食品残渣の減量

食品残渣の減量につながる、食べ残しゼロメニュー・ハーフサイズメニューや食べ残しのお持ち帰り制度を採用する飲食店について、「すまいるしょっぴ」^①として認定し、支援していきます。

④リサイクルの推進

事業者は、プラスチック資源循環促進法において、プラスチック使用製品の製造事業者及び排出事業者に求められている取組（環境配慮設計・自主回収・資源化・排出抑制など）について推進していくことが必要です。こうした事業者の取組に関する情報を SNS で紹介するなど、リサイクルの意識向上の醸成を図ります。

2) 事業者への指導・助言

事業者の排出者責任を明確にするため、資源化などのごみ発生・排出抑制を図るとともに、自己処理、直接持込又は許可業者収集の徹底を図ります。

平成 12 年度から義務化した多量排出事業者の減量化計画の作成・提出を徹底させ、計画書に基づく事業者へのヒアリングや現地指導を行うとともに、ホームページなどを通じて優良事業所のごみ減量・リサイクルの事例を紹介します。

また、許可業者の受託状況や事業者管理システムなどにより各事業所のごみ処理方法の把握に努め事業系指定袋の購入状況を検証した上で、事業者への適正排出に係る指導・助言を実施します。

3) 事業系ごみの適正な管理及び費用負担

①受け入れ基準の遵守

特定家庭用機器再商品化法の対象家電品、適正処理困難物、特別管理一般廃棄物及び産業廃棄物については、現行どおり市の施設では受け入れないこととし、その他の事業系ごみについては事業者責任による自己処理を原則とします。

また、受け入れ可能なものについても市の分別区分、分別基準に合致しない物は受け入れないものとします。

一般廃棄物収集運搬業者など市の施設に事業系ごみを搬入する者に対して受け入れ基準遵守のための指導を厳格化します。

②内容物調査の実施

分別の状況を把握するため、施設に搬入される事業系ごみの内容物調査を実施し、受け入れ基準以外の廃棄物やリサイクル可能な廃棄物などの混入を防止し、適正な搬入を行うように指導します。

③手数料の見直し

現在、ごみ処理施設への搬入者や少量排出事業者（集積場所を使用している）などからごみ処理手数料を徴収しています。今後は、事業系ごみの適正排出施策と合わせ、ごみ排出量の推移や費用対効果等を勘案し、手数料の見直しを検討します。

④一般廃棄物収集運搬許可について

事業系一般廃棄物の収集運搬は、主に許可業者収集とします。また、廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の一般廃棄物収集運搬業者の能力を上回る見込みはないことから、新たな許可は行わず、収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車も行いません。ただし、リサイクルの促進など、循環型社会形成の観点から必要と認められた場合は、この限りではありません。

2. リサイクル推進計画

資源循環を推進し、ごみゼロ社会を目指す

【基本方針】

新処理施設の整備と併せ、ごみの発生・排出を抑制し、さらに、ごみが最大限資源として有効利用されるごみゼロ社会を目指します。

(1) リサイクル品目

市民負担の軽減と環境負荷の低減を念頭に、広報紙、説明会などを活用して、以下の品目について分別精度向上の必要性について周知していきます。

1) 粗大ごみ

手を加えることで使用できる家具類などについては、リユースシステムの構築を検討し、再使用の推進を図ります。

2) 生ごみ（厨芥類）

生ごみの堆肥化については、ダンボールコンポストによる生ごみ堆肥化の推進に向け、利用者の拡大を進めていきます。

また、生ごみ堆肥の農業や園芸などへの活用に向け、厨芥ごみの堆肥化を推進する団体等に対する支援についても検討します。

3) プラスチック使用製品廃棄物

水平リサイクルや民間業者への中間処理の依頼を検討するなど、資源化処理の検討を進めます。

また、熱源利用プラスチックごみとして回収しているプラスチックごみについては、プラスチック資源循環促進法を踏まえ、回収方法や再資源化等の検討を進めます。

なお、プラスチック製容器包装については、民間事業者で中間処理を行ったうえで、容器包装リサイクル法に基づく処理を継続します。

※水平リサイクルとは、リサイクルの前と後で用途を変えない資源循環の方法です。

4) 剪定枝

剪定枝のリサイクルについては、平成 19 年度から開始し、現在自治会や団体からの申し込みによる資源化処理を行っています。今後、これまでの実績をもとに費用対効果や回収方法などについて検証し、効率的な処理に向けた施策の改善に取り組みます。

5) 廃食油

地区センター、JA、ガソリンスタンドなどの拠点からの回収を実施しています。今後の回収方法のあり方などを検討しながら、廃食油のリサイクルを推進し、燃やすごみの減量を図ります。

6) 使用済み小型家電

使用済み小型家電は、埋め立てごみの日に集積場所にて回収していますが、プラスチック資源循環促進法を踏まえ、回収方法や再資源化等の検討を進めます。

なお、平成 25 年度から市内の公共施設において 10 品目の使用済み小型家電の拠点回収を実施しています。今後とも回収拠点の維持と市民への周知を図り、使用済み小型家電に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどのリサイクルを推進します。

7) 使用済みインクカートリッジ

地区センターなどの拠点から回収を実施しています。プラスチックの資源循環を推進し、ごみの減量を図ります。

8) 雑がみ

燃やすごみの中に混入されやすい雑がみ（名刺やはがき、お菓子の紙など）は、資源回収の日の古紙類の「その他の紙」として排出されるように、各家庭で分別しやすい方法を広報していきます。

(2) リサイクルシステムの充実

1) 現行システムの継続と新システムの検討

現行の分別品目によるリサイクルシステムに加え、剪定枝、廃食油、使用済み小型家電の回収を実施しており、市民への回収方法の周知と回収機会の拡大を図ります。

今後は新中間処理施設の整備状況も踏まえ、費用対効果とともに、より一層の環境負荷の低減及び市民負担の軽減を考慮した回収・処理システムの検討を進めます。

2) 事業者回収システムの推進

すまいるしょっぷ認定制度等の情報提供を行うなど、販売店における店頭回収を推進します。また、使用済み小型家電リサイクル事業者との連携・協力を行うなど、事業者による回収を推進します。

3) 焼却灰の資源化

焼却処理により生じる焼却灰・飛灰について、外部委託による資源化処理を実施していますが、さらに令和2年度から落じん灰に含まれる金属類の回収を開始しており、今後も継続して資源化に取り組みます。

4) 生ごみなどの資源化

厨芥ごみなどの有機系廃棄物については、家庭でのダンボールコンポストによる堆肥化の普及に努め、減量と資源化を進めます。

5) グリーン購入の推進

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない製品を優先的に購入、調達する「グリーン購入」を平成13年9月に定めた「沼津市グリーン購入に係る基本方針」に基づき推進します。

3. 収集運搬計画

市民への負担や環境負荷が少ない分別・収集運搬方法を目指す

【基本方針】

分別品目に関して、環境基本法や容器包装リサイクル法などの関連法規を基本として、できるだけ市民への負担や環境負荷が少ない分別・収集運搬方法を目指して検討を進めます。

(1) 収集体系の最適化

1) 排出困難者に対する支援

少子高齢化が進む中、ごみ集積場所へ出すことが身体的に困難で、身近な人などの協力が得られない高齢者や障害者などの負担を軽減するため、排出困難者のための支援を検討します。

2) 粗大ごみの戸別収集

高齢者世帯や障害者世帯など粗大ごみの排出が困難な世帯に対しては、戸別収集を実施していますが、粗大ごみの解体など分別作業が負担となっている現状を踏まえ、その改善を考慮した収集方法を検討します。

3) 販売店回収の推進

白色トレイ、ペットボトル、電池、蛍光管などについて、販売店の協力を得て店頭回収など事業者による回収を推進します。

4) 収集運搬における環境への配慮

収集運搬において、悪臭防止・騒音防止など周辺環境への配慮に努めます。

(2) 分別区分の最適化

プラスチック資源循環促進法の施行や新中間処理施設の稼働を踏まえ、資源としてリサイクル可能なものを効率よく回収・資源化ができるよう最適な分別区分を検討します。

また、今後も本市の高齢者人口は増加し、高齢化率は上昇することが見込まれており、誰にでもわかりやすく、出しやすい分別区分や排出方法等について検討を行うとともに、地域の中で分別やごみ出しを支援する仕組みづくりについても検討します。

表 2-2-4 現状の分別区分

分別
○燃やすごみの日
○プラスチック製容器包装の日
○資源回収の日 (缶類、びん類(3種)、金属類、古紙類(4種)、古布類、乾電池・ライター、ペットボトル)
○埋め立てごみの日 (せともの・ガラス・ゴム製品類(①類)、焼却粗大ごみ(②類)、熱源利用プラスチックごみ(③類)、蛍光管)

(3) 不適正排出の防止

1) 適正排出の周知

正しい分別や、排出方法について啓発を行います。

2) マンション・アパート管理者との連携

単身世帯が多いマンション・アパートなどは、居住者の入退室のサイクルが短く、分別排出の不徹底が生じやすいため、「ごみの分別・減量ガイドブック」を配布し、管理者などと連携して適正排出の指導を徹底します。

3) 不適正排出に対する指導

不適正な排出については、警告シールの貼付や個別訪問等を実施し、適正な分別排出をするよう指導します。

4) 市内在住の外国人への周知・啓発

言語、生活習慣の異なる外国人にも、適正な分別排出を理解していただけるよう、外国語版ごみの出しかたブックの配布など、多言語での周知啓発を推進します。

(4) 不法投棄対策の実施

1) 不法投棄防止に向けた関係団体との連携

南駿農業協同組合、愛鷹山森林組合、沼津タクシー協会、市内 4 ゴルフ場、郵便局と「廃棄物不法投棄についての情報提供の覚書」などを締結しており、引き続き早期発見を目指してパトロールを強化していきます。また、不正な回収業者の把握や指導に努めます。

2) 集積場所での適正排出の指導の実施

自治会からの要請や不適正排出が行われている集積場所を対象に適正排出の指導を実施し、不適正排出者などへの分別指導を継続的に実施します。

3) 海岸漂着ごみの減量化と適正処理

海岸に漂着するごみの減量化は、市内のみでは解決できない問題であることから、国、県など河川・海岸管理者や上流市町と連携をとって、減量対策と適正処理に努めます。

(5) 家庭系ごみの有料制について

ごみの排出量に応じて市民に処理経費の一部負担を求めるという観点から、家庭ごみの有料制について、近隣市町の動向やごみ量の変化などを考慮しながら、検討を行っていきます。

4. 中間処理・最終処分計画

最新の技術情報をもとに、より効率よく、より環境負荷の少ないごみ処理を目指し、災害にも強く安全な新中間処理施設の建設を行い、また最終処分場の延命化を図るとともに、新しい最終処分場の確保に努める

【基本方針】

新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない中間処理施設の整備並びに最終処分場の整備に努めるとともに、地球温暖化防止に寄与するシステムを構築します。

(1) 中間処理施設（焼却施設・リサイクル施設など）の整備

現施設は耐震性が劣り、災害時においては倒壊等の恐れがあります。そのため、新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない新処理施設を整備し、資源循環型のまちづくりを推進します。

(2) 中間処理における環境配慮

1) 廃棄物焼却時における公害防止対策

現焼却施設は、基幹改良工事によりダイオキシン類対策を行っていますが、新中間処理施設においては、関係法令による基準値や現焼却施設の基準値よりも厳しい公害防止基準を設定し、より環境へ配慮した施設の建設を行います。

2) エネルギーの効率的利用

現施設では焼却により生じた熱エネルギーは、暖房・給湯、隣接する温水プールの熱源として活用しています。

新中間処理施設の整備にあたっては、ごみ焼却時に発生する熱を有効活用し、熱源としての活用にあわせて発電を行うことにより、さらなるエネルギーの有効利用を図ります。

(3) 現最終処分場の延命化と新最終処分場の整備

平成 15 年度から実施している主灰処理の外部委託、平成 17 年度から実施している埋め立てごみの破碎選別処理、平成 27 年度から実施している飛灰処理の外部委託などを継続して、リサイクルの推進と埋め立て量の削減に努め、現最終処分場の延命化を図ります。また、新最終処分場の候補地選定調査を進め、早期整備に努めます。

5. 災害廃棄物処理計画

復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にする

【基本方針】

- 「がれき類」や「津波堆積物」等は、仮置場を設置し、一時的に保管しながら処理します。
- 「がれき類」等の処理と並行して、避難所や家庭等から排出される「生活ごみ」や「し尿」の処理も行います。
- 広域的な処理体制を構築します。

(1) 災害時の迅速な対応

復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること及び廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、平成 28 年度に「沼津市災害廃棄物処理計画」を策定しました。また、令和 3 年度に国・県の指針等に合わせて見直しを行いました。対象とする災害に風水害を追加明記しましたが、豪雨による浸水被害が発生していることから、災害廃棄物の発生状況を考慮しながら、関係機関と連携した処理体制の構築を検討します。

6. 本市の目指す処理システム

市民、事業者、行政が連携・協働して、3R・廃棄物処理に関する技術の革新などを考慮した新たな視点で、低炭素で循環型の社会形成を考慮したより安全で環境負荷の少ない新処理システムの構築を目指します。

分別区分の変更点としては、現在の分別区分に、発火の恐れがあるものなど、本市で処理が困難である「危険ごみ（乾電池、ライター、スプレー缶、体温計（水銀）、充電電池、蛍光管、充電電池内蔵家電等）」を加え、5分別とする予定です。

プラスチック使用製品廃棄物は、なるべく焼却から除外することを基本とし、プラスチック製容器包装は、今後も容器包装リサイクル法に基づく適正なリサイクル処理を進めていきます。また、「熱源利用プラスチック」として回収しているもののうち、電源ケーブルや取り外し可能な電池により電源を賄う製品は「家電製品」として、容器包装以外のプラスチック製品（おもちゃ、文房具など）は「その他プラスチック資源ごみ」として回収を行う予定で、破碎・選別後にリサイクルを進めていきます。

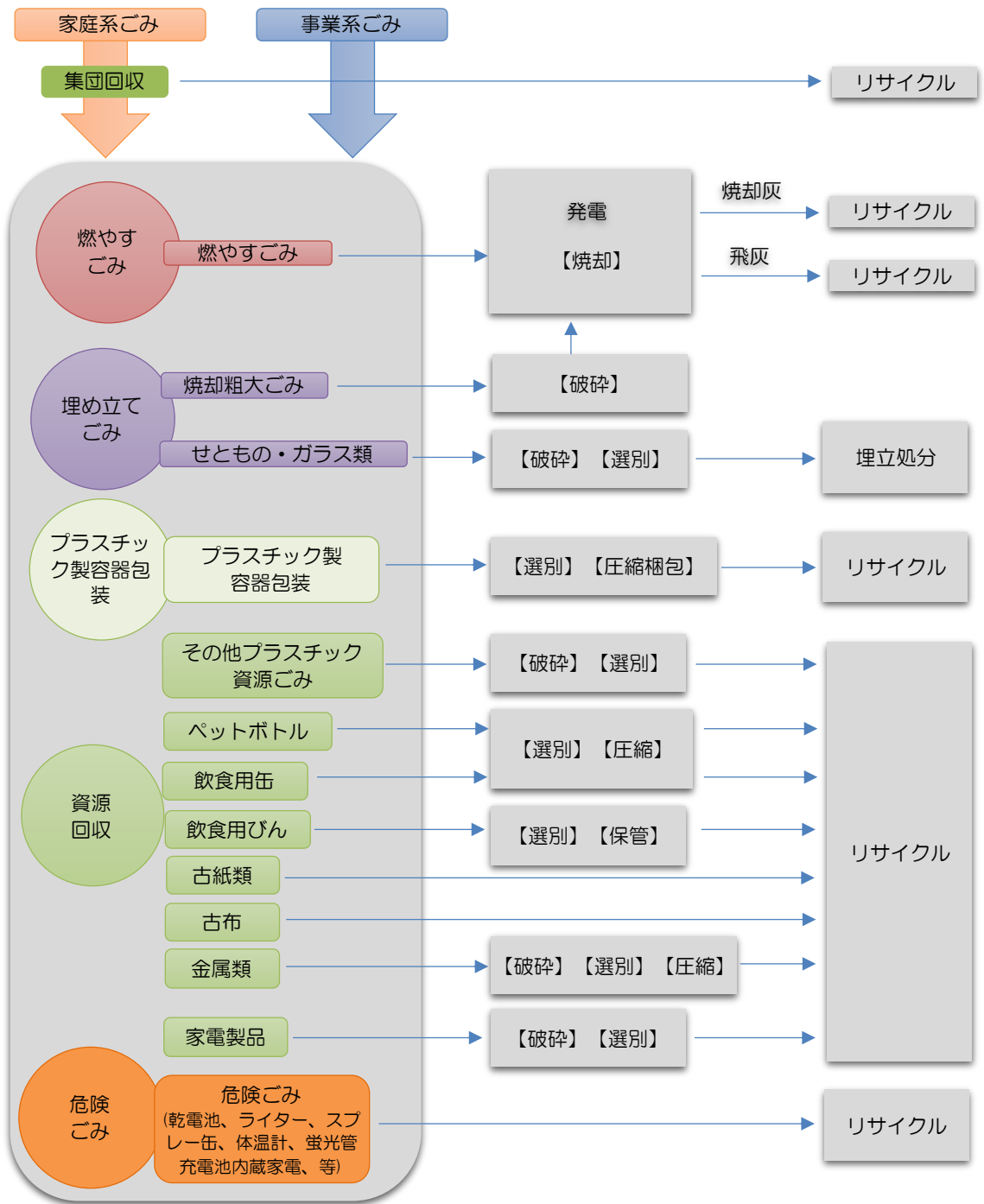


図 2-2-6 本市の目指す処理システム

